

岡埜谷家古文書目録

その3 (近世D2～F1)

平成30年1月 整理

島田市博物館

(島田市史編さん委員会)

綴込み資料

岡埜谷家古文書目録 その3 (近世)

- 1 岡埜谷家文書から見た笹間村 (その3) -近世を中心として- (前1)
- 2 年 表 (前3)
- 3 近世文書分類表 (文書目録の目次に替えて) (前4)
- 4 岡埜谷家古文書目録の利用に当たって (前5)
- 5 古文書目録 (分類「D-2」~「F-1」) (No.74)

岡莖谷家文書から見た笹間村（その3）

—近世を中心として—

1、はじめに

目録その1、その2では、笹間村地区の中世の様子、それから江戸時代に入って、支配領地・年貢納入・村の呼称、更に村の構造に及び、人口推移、村役人・村入用についてその概要を見て来ました。その中でD-2、D-3の村政、村入用のように本目録（その3）の中に入っているものも目録（その2）で扱いました。

本目録（その3）では、同じD（村制）分類でも「村の戸籍」に付いて紹介し、それから新たにE分類の諸産業に入って行きます。その産業面では主として農業を取り上げました。

なお本目録にはF「商業」も幾分入っていますが、これは岡莖谷家文書群の中でも5割を超える膨大な文書量で、とても本目録（その3）一冊には収めきれません。こちらは目録（その4）以後であらためて扱うことにします。

2、村の戸籍台帳

(1) 宗門人別改帳

この帳面は幕府のキリシタン禁止政策の一環として、村人の宗旨徹底調査のために村役人によって作成された帳簿です。それは宗門人別帳とか宗門人別帳とか、その名称は一様ではないものの幾つかあって今日まで伝わっています。寛文11（1671）年から全国的に毎年作成が義務づけられたとされています。前年12月迄の宗旨・人別の動きを毎年 年明けに整理し、その結果を3月に村から役所に提出することになっていました。村の戸籍台帳としての性格を持っていて、歴史人口の研究には不可欠の史料と言えます。

毎年調査して役所に報告される宗門人別改帳、笹間村下組の場合、具体的にどのように記載されているか、天保9（1838）戊辰3月提出の「宗門人別御改帳下書扣」（記載内容は前年の酉年のもの）から紹介すると、それは以下の通りです。

先ず始めに前書があり、それには「禁制の切支丹宗門改めは毎回油断なく行っており、村には一切不審者は存在しない」（意訳）旨を示しています。次に家族構成が一軒一軒、8組の内、三井組から記載されます。家族の書き始めに先ず筆頭（ふでがしら＝戸主のこと）伊左衛門（56歳）をあげ、その名前の肩に持高23石3斗4升5合と記し、それから次々と家族構成員の続柄・名前・年齢が紹介されて行きます。そして家族全員の頭には漏れなく旦那寺「禪宗龍光院」と記載されています。切支丹ではないことを示すためです。そしてこの家族のまとめとして、合計9人：内男6人・女3人、と書いて結んでいます。これとは別のある

家族では、この年の子どもの誕生月・死病者の命日（月）、それから養子縁組や結婚のため入村・出村者 等が分かるように、名前の右に肩書で示された者もおります。

以上の要領で笹間村下組（8組）の全家族が記載されるのです。そして本帳面の最後のまとめとして、8組の家数合計98軒：内66軒（高持）・25軒（無高）・7軒（寺）、人数合計589人：内305人男・283人女・出家1人とあって、更にこの数は、前々年（酉年）と比べて男女別増人・減人：差引41人減（男24人・女17人）とし、そして最後の最後に笹間村下組の檀那寺（龍光院・峯峯院・光福寺・西方寺）の檀家人数（男女）記載（省略）、4カ寺が署名、更に帳元名主：松兵衛を始めとする各組の村方三役が奥書して結びとなります。

「宗門人別改帳」にはその時々により精粗の差がありますが、ここに紹介した天保9戊辰3月の人別帳は比較的詳しい部類に属します。このような人別帳は、村の人口・戸数の変遷、家族形態の大小・平均家族数・血縁構成の問題、その上 筆頭（戸主）の持高が記載されているので階層別家族構成を引き出すことも可能となります。

このように宗門改人別帳は地域史研究の上で何かと役立つ史料です。

(2) 宗門送状（人別送状）—通婚圏の問題—

これも切支丹禁令と深く関わっています。宗門送り状とは、家族全員、又 結婚・養子縁組等の引越でして住居を移動する場合、村の名主が 移動者の続柄（筆頭との）・年齢や移動理由などを記し、切支丹ではないことを証明し 旦那寺の証文を添えて、移動先の名主へ送る手形のことです。この手形が受理されると、相手名主から「委細了解、この者当村宗門人別帳に記載するので、そちらの村の人別帳から除外されたし」、などとする返事が送られて来る、これが宗門引取状（請込手形）で、この送り送られる関係が終了することで住居移動手続きが完了し、宗門人別改帳に記録されます。

ところで当家文書にはこの宗門送状（含引取状）が現在 32 点程伝わっています。これを結婚や養子縁組の関係で示すと、近村の伊久美村・身成村・笹間渡村との関係が目立っており、それ以外の近隣の村々も勿論あり、やや遠方では相賀村・嶋田宿・瀬戸谷村・宮嶋村の名前が挙げられ、更に遠方との関係では、伊勢国阿曾村との養子縁組関係2件が存在し、一件は栗野山組の百姓が阿曾村より養子をもらい、あと一件は栗野山組の百姓が阿曾村百姓家の相続者となる、というもので、これは特別なケースでしょう。またこの32点の内 縁組は14人、18歳から27歳まであって、その平均は23歳となります。

このように宗門送状（含引取状）には名前・続柄・年齢・転出理由・宗旨・旦那寺等が書いてあるので、この地域に於ける通婚圏、生活習慣等、生活文化圏を考える上で大いに役立つ史料となっています。

3 笹間村の農業

(1) 生産物の種類

この地方で生産されるものに、天保6（1835）年2月、紺屋町役所のお尋ねに対する回答では、粟・稗・芋とありますが、これはしかし米・麦・大豆・小豆・蕎麦（「種物惣貸日記」（安政4年）と共に地元で暮らして行く上で必要なものです。これとても村人が自活するに十分な量とは言えず他所から金銭により入手せねばならぬものもあります。とすれば換金作物の栽培が必要となる筈です。

この地域の換金作物としては、お茶・椎茸・炭・柿（産業産物御尋に付申上候下書・安政4年）を挙げることが出来ます。その中でもお茶と椎茸はこの地域にとって重要な換金作物でした。

先ず、お茶については4月・5月（旧暦）ともなれば茶摘み日雇い男女9人を雇い、その働きぶりを茶摘み日雇日記帳につけているし（茶摘日雇日記・弘化3年4月）、また「巴新茶手間帳」・「巴新茶葉撰帳」（共に安政4年）とか「新茶採揚帳」（文久3年）などではお茶の製法が推測出来ます。なお お茶の販売については目録（その4）以降で触れる機会があるのでここでは省くことにします。

次に椎茸です。椎茸には春子椎茸と秋子椎茸の栽培がありますが、その製造過程のことを示す文書はありません。仕上がった椎茸は岡野谷松兵衛等の手によって集められ、江戸表に売出されます。藤枝から焼津に出て、焼津港から船で江戸へ、江戸は神田連雀町の小田原屋長兵衛が主な買主でした。椎茸は江戸で人気を呼び、大量生産を望んで、江戸から手付金を送ってくる程でした。この売買ルートはお茶も同様なので、お茶を扱う項で詳しく述べることにします。

当時としてはお茶と椎茸がこの地方の商品作物として注目されるどころです。

(2) 入会地—無双連山を巡って—

農業生活を営む村にとって不可分の関係にあるのが入会地です。

「入会地」（入会）とは、きまった場所を 村の人々や複数の村が共同で利用して利益を得る場所のことで、山野・用水・海面利用などに入会関係が生じます。とりわけ江戸時代に於いて 山野の入会は、村の百姓が刈敷きや萩・薪・藎などを採取することに利用しました。江戸時代も中期以降になると換金作物の栽培が進み、金肥の導入・伐木 薪等の商品化もあって、入会地利用の在り方も従来と違った面で意識され、その入会地をめぐる色々争いが頻発するようになりました。

笹間村の北部に無双連山という山があります。この山を巡り論争が起こっています。それ

は笹間村内部の間で、また対 外村との関係でも発生しています。その一例を挙げましょう。

先ず村内部のトラブルから紹介します。安永5（1776）年10月のことでした。無双連山と言う山があります。この山は笹間村全村の百姓が利用できる山と認識されていて、全村で山年貢を上納しています。そんなある時上組の者がその山の一部を売ったのです。だから当然全村の百姓方は代金の分配があるものと期待していました。（「売る」とは山そのものを永代売買するのではなく、売買対象の山の範囲から得られる産物<木々等>を、年限を限って貸与する事を当時「売る」と表現した）。ところが上組の榎元六郎左衛門からは一向に沙汰がない。それで下組村々の名主一同は相談し、色々調べた結果、大樫やその外の木々が切り荒らされていることが判明、その代金の受取りを求めて笹間村下組（8組）が奉行所に訴えたのです。この無双連山の売り木に付いては、笹間村上組（7ヵ村）と下組（8ヵ村）に分かれて双方が争い決着がつかず、翌年安政6年5月、近村の名主が仲介に入り内済を見ました。それは今後無双連山の立木を売る時は上・下両組15ヵ村で話し合いの上で決め、その代金は公平に分配されるというものでした。

次に無双連山を巡る外村とのトラブルを見ましょう。笹間村は無双連山の南に位置していますが、これに対して山の北西側に位置する所に青部村という村落があります。この青部村と笹間村（上・下両組）の間で起こった争論があります。寛政12（1800）年6月のことです。無双連山は我が村の持山と決めこんでいる笹間村の百姓は、青部村の者が無双連山の字大山へ入り込み、立木を伐採する、その理不尽なやり方に抗議し島田御役所に訴えました。もともと天明6（1786）年より12年間、笹間村は青部村の善三郎に立木の伐採・売却を認め、その代わりに青部村が6両を笹間村に支払う、という約定を結んでいました。ところがこの期限が切れても青部村は無断で入山し、不法にも柚木挽を山に引き入れて伐採している、この押領的態度を訴えたものでした。結局同年8月、鳩田郷宿衆の仲介により内済決着を見ました。その内容について分かる史料は伝わっていません。

このように無双連山を巡る山争論は 村の内外を問わず以後も続き、それに関わる年代不明の文書も何点か伝存しています。

以上、笹間村に係る入会山の争論に付いて、その一端を紹介しました。先に見た村内トラブルに於いては、無双連山が村内百姓で共同管理されている様子が伺えるし、また後者の村外の青部村との紛争では、笹間村が青部村に無双連山の利用権の一部を期限付きで貸与していたことが分かります。

入会地利用に関する文書は、村の百姓の生活、農業生産の在り方や、村内百姓の階層、将又外村との感情対立の有無、あればその原因等も探ることが出来る史料となります。

年表 応仁元年(1467)～平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

Table with columns for year, month, day, and zodiac sign, listing dates from 1467 to 1997. Includes leap months marked with a circled 'O'.

近世文書分類表 (明治5年まで)

A 支配

- 1 領知 ①領主関係 ②領地関係 ③家臣関係 ④役所関係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤掟 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騒擾・一揆 ⑥各種訟状 ⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩検約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

B 土地

- 1 検地 ①検地条目 ②検地 (a 検地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳 f 田畑高名寄帳 g 田畑貢高帳 等) ③新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 起返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開墾 ①山林原野 ②隠田畑 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

C 貢租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状 ⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進 ⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 莫加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関係

D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 誓詞) ③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覽書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳) ③宗門一札 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕 ⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覧書 b 大福帳 c 田畑小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守 ⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩 ⑦漁携組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等) ⑤その他

F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商 ⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料 ⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

F 商業

- 2 金融 ①為替 ②兩替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文 ⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦拝借金 ⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③驚籠 ④馬背 ⑤賃銭 ⑥関所 ⑦通行手形 ⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

I 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌 ③曆学 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神宮 ⑨宣教師 ⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈祷 ⑮勸進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娯楽 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首) ⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山 ⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①土農工商 ②郷土 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人 ⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帯刀御免 ⑦本家 ⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓 ⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

Z 雑

- ①断簡 ②その他

岡埜谷家古文書目録の利用に当たって

I 文書目録の見方について

1 文書の分類

本古文書の内容はほぼ江戸時代から明治・大正・昭和の時代にわたっています。江戸時代の文書（中世文書も含む）は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また明治・大正・昭和時代の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代の文書（含、中世）ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」……、また明治・大正・昭和時代のもは「I-1」・「I-2」……「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早い物から順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。

特に分類F-1については、商業一般のものとお茶の販売のもので目録の掲載を分けました。一般の部分を先に、その後にお茶の販売の部分を載せました。

2 「通し番号」と「整理番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部から順に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「整理番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のことで、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した番号です。この番号については、『川根町近世史料所在目録』（第6集）の「岡埜谷家文書」に掲載されてある分類符号にそのまま番号数字を記して『川根町近世史料所在目録』からでも原文書を特定できるようにしました。それから今回は未調査の文書があり、それも調査を行ない、追加分としました。追加分の文書は外1、外2・・・と「外」の字を付して一連番号としました。いずれにせよあとで説明してありますが、この「整理番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「記載なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いと破損等で欠落していることを意味しています。また「記載なし」とは、原文書にもともと記入してなかったことを表しています。
- (2) 年号欄・標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所ですが、内容から推測してその意味がくみ取れ

るよう仮の言葉で調査の際に新たに記載したものです。但し、西暦は常に（ ）内に示し例外です。

4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっていました。
この「摘要」欄を「年号」・「差出・受取人」欄とを併合して見ることで「分野別年表」として活用できるようにしました。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦帳面のこと、「横」とは横帳面のこと、「綴り」とは複数の文書又は帳面を一括して一綴りにしているものを意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、帳面ならば冊数になります。

6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、岡埜谷家古文書調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）にある「コピー文書」の保管箱の番号のことです。

II 古文書原本の取り出し方

- 1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類「A-1」・「A-2」…「B-1」…「D-1」…「E-1」…の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（「同一分類による文書群の挿入袋」）に入っています。この分類袋と文書目録の「整理番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。
例えば文書目録の「通し番号」9の文書を取り出すとします。この通し番号9の文書の「整理番号」は「A24」で、分類は「A-1」です。
そこで、まず分類（A-1）の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を出します。そしてこの大きな封筒の中から整理番号「A24」の封筒を選び出せば該当

文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

- 3 分類 F - 1 は商業一般と、お茶の販売で保管する箱が分かれています。お茶の販売の文書が入っている封筒の整理番号の頭に L の符号がついており、保管箱の表紙には「分類 F - 1 ㊦付き」と表示されています。分類 F - 1 の文書を取り出す際には商業一般に関するものか、お茶の販売に関するものか気をつけて取り出してください。

また、『川根町近世史料所在目録』掲載分と追加分で保管する箱を変えてあります。追加分には保管箱に「第2次調査分」と記載してありますので、こちらも文書を取り出す際には気をつけてください。

Ⅲ 文書の取扱いに付いてお願い

- 1 文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入箱に納めてください。
これを取り違えると、次回引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納袋の中に入れ替えてください。
- 3 当古文書は戦国・江戸時代の上河内地区の動向を知る上で貴重な資料となるものです。それは岡壱谷家の宝物であると同時に当地域の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
908 D144	D 2	7月朔日 ・酉	覚	○平口五郎右衛門 ●岡野谷松兵衛	金3朱・370文、これは次郎左衛門様惣代雑用として当村と鶴網村の両村は書面の通り改めて受け取る。外に約束の半紙2状を差上げる、とある。	(旧目録P89)	原 本	状	1		
909 X88	D 2	8月5日 ・酉	覚	○記載なし ●高日向組	1、364文、これを当西年から3年の内に差上げる、とある。	(旧目録P180)	原 本	状	1		
910 D266	D 2	(4月) ・戌	覚 (印形渡しの覚)	○記載なし ●記載なし	印形を次の組々に渡す。高日向・日向・三井・大森・西向、これらの村に渡した日順に列挙している。	(旧目録P94)	原 本	状	1		
911 A106	D 2	10月20日 ・戌	長等恐以書付御届 申上候	○志太郡地名村名主:庄兵衛 ●紺屋町御役所	地名村庄屋、下泉村名主:四郎左衛門、堀ノ内村名主:孫四郎・笹間村下組名主:松兵衛、水川村名主:藤五郎、以上、差添人として、笹間村下組次郎右衛門は、江戸町奉行から差紙を買った。20日に駿府町出立、江戸表へ何うか、御用のことは組頭が引き受けて、差支えないように勤めることになっている、と役所へ届け出たもの。	(旧目録P222)	原 本	状	1	○	93
912 F601	D 2	4月 7日 ・亥	覚	○二又:名主 ●上河内御名主 様	金2朱と150文、これを確かに受け取る、とある。	(旧目録P89)	原 本	状	1		
913 X52	D 2	正月 6日	秘書	○久左衛門 ●松兵衛	江戸役人が密かに夫食改めのため村々を巡回すると聞いた。このこと他言無用に願いたい。	(旧目録P302)	原 本	状	1		
914 D280	D 2	正月 29日	書状	○三井組:伊左衛門 ●上河内村:松兵衛	上組にて集まり、申し合わせた事は貯穀の事に付いてであって、このことお願い申し上げます。	(旧目録P89)	原 本	状	1		
915 D247	D 2	2月9日	書状	○石上村:岡村六郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	先達でお願いした件、色々お論じ頂いたが、当方も手詰まりとなり再考を願う、という依頼状である。	(旧目録P27)	原 本	状	1		
916 D222	D 2	2月14日	書状	○伊久美村名主 ●下組御名主様	先達の紺屋町役所よりの差紙1条御用の事、明後16日、嶋田宿へ出張との事、委細承知した。当方からも当日出張すると伝える。	(旧目録P90)	原 本	状	1		
917 D281	D 2	2月29日	(廻状写しの事)	○三井組より ●太郎右衛門、三郎左衛門(高日向・日向・栗之山)	「廻状の写し」、これをどこかに失ってしまったので、この件、早々上河内へお届け願う、とする依頼の連絡。	(旧目録P90)	原 本	状	1		
918 F621	D 2	3月8日	書状 (宗門納調の件)	○身成村名主 ●上河内村御名主様	宗門納めは明後10日、掛金を持参すべきのところ当方金子持ち合せがなく、本日家山村へ遣いを出し、明朝までには用意したいが、貴方の都合はどうか?このこと伺いたい。三光寺の方丈も留守で宗判も埒がわからない。何れ10日には出勤する、と連絡する。	(旧目録P90)	原 本	状	1		
919 X142	D 2	3月22日	書状 (包紙入り)	○小川村:永井周平 ●上河内村:岡野谷松兵衛	推参の上、役処を願った処、引き受けて頂いた。しかし他方では全て断られ、甚だ申訳なし、との経過報告をしたもの。誰に頼んだかは不明。	(旧目録P304)	原 本	状	1		
920 H29	D 2	4月 5日	書状 (包紙入り)	○身成村:平口七郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	先日仰せ付けられた役所の御用向き、先月29日嶋田へ出張、御普請御用済みにて29日嶋田より駿府に赴く。これも御用済ませて去る3月に帰宅する。今日御村に3判を送るので受取り願う。又当春借用の金子1両を返金するので受けとり願う、と知らせる。	(旧目録P191)	原 本	状	1		
921 D150	D 2	4月18日	口上	○白井、年番名主 ●上河内村御名主	御村上河内村が拝借した夫食のこと、拝借名前帳に奥印、三判を押印されたし、と伝える。	(旧目録P90)	原 本	状	1		
922 D252	D 2	卯月20日	書簡	○三井名主:伊左衛門 ●上河内村御長元(帳元)	三井組分の印形を入用に付き貸与願う、とする依頼状。	(旧目録P90)	原 本	状	1		
923 F199	D 2	4月21日	書簡	○出本:次郎右衛門 ●三井村:向井伊左衛門	紙面一条に付き、下泉村へ談判申し入れたことは承知している。下泉村は駿府へご内意をお伺いしたとのこと、この件で上河内村の帳元様へはよろしくお伝え願いたい。何れこれらのことは2~3日中に書状にてお報せする、とある	(旧目録P90)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
924 D223	D 2	5月6日	書状 (包紙あり)	○西野平蔵 ●上河内:岡野谷松兵衛	はじめ清六又は菊次郎と本村の安原様が回村の積もりであったが、この予定が崩れたことを知らせた書状。	(旧目録P90)	原本	状	1		
925 F253	D 2	5月7日	(印形入用の事)	○三井名主 ●上河内村帳元	三井組分の印形を入用に付き、この遣いの者に渡して貰いたい、とあるが、用途は不明。	(旧目録P131)	原本	状	1		
926 D254	D 2	6月3日	(高反別取調の村継)	○上組帳元 ●下組帳元	大橋様の入来に付き、高反別の調書、明後日までに当方へ持参するように、との村継。	(旧目録P90)	原本	状	1		
927 D224	D 2	6月7日	書状	○平口五郎右衛門 ●岡野谷松兵衛	駿府御用向きにて6月9日に出張の件、大雨でない限り御組合中一同実施となる。このことに付き、外村の掛け合いをお願いしたい、との通知とお願い。	(旧目録P90)	原本	状	1		
928 A120	D 2	6月9日	書簡	○平口五郎右衛門 ●岡野谷松兵衛	明10日、駿府役所へ出府の予定であったが、大雨のため日延べしたい。このこと承知の程、と伝えたもの。	(旧目録P92)	原本	状	1	○	93
929 E55	D 2	6月14日	(順達 願書印形の事)	○地名村:庄兵衛 ●笹間村下組・同上組、伊久美村、鶴網村、笹間渡村名主中	運上請願書の印形のこと、これを拒否することは心得違いで出来ない。印形しないということならば、当方まで連絡願う、と回送する。	(旧目録P226)	原本	状	1		
930 G463	D 2	6月23日	書状	○いくみ:恵七 ●江戸:石神甚右衛門	下泉村への掛けあい、老婆が腰痛で難儀、川根通りの悪評を伝え、用が済み次第帰郷されるよう、依頼する。	(旧目録P190)	原本	状	1		
931 L137	D 2	6月23日	書状	○平口五郎右衛門 ●上河内:岡野谷松兵衛	浅右衛門からの書状により、村々に関合せをするので、笹間村上組の村々に通知を依頼する。	(旧目録P92)	原本	状	1		
932 D255	D 2	7月1日	書簡	○三井組:伊左衛門 ●下組:御帳元	当組印形入用について、遣いの者に渡して欲しい旨を依頼する。	(旧目録P91)	原本	状	1		
933 D256	D 2	7月16日	書状	○高日向村:名主 ●上河内村:帳元	印形入用について、印形を遣いの者に渡して欲しい旨を依頼する。	(旧目録P91)	原本	状	1		
934 D211	D 2	8月19日	書状	○身成村:平口金平 ●上河内村:岡野谷松兵衛	昨日お話の件について、遣いの者から金15両を受け取って欲しいと依頼。別件で、社寺役人の通行について、身成村より報せる。	(旧目録P91)	原本	状	1		
935 D284	D 2	8月28日	書状	○身成村:名主 ●上河内村:名主	小手形引替について、明日中に小手形類送付を依頼する。	(旧目録P91)	原本	状	1		
936 D258	D 2	9月5日	書簡	○石上村:岡村六郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	濟口證文について、近々に写しとって欲しい旨を依頼する。	(旧目録P96)	原本	状	1		
937 D153	D 2	9月6日	書状	○身成村:名主平口柳蔵 ●上河内村:名主岡野谷且那	小手形引替について、8日に出府することを奥の村々に伝えたので、8日の早朝、松峠で行きあうことを依頼する。	(旧目録P91)	原本	状	1	○	93
938 D286	D 2	9月14日	書状	○二又:平次郎 ●上河内村:岡野谷松兵衛	当村では、帳面ができていないので身成村に返事ができないが、帳面ができ次第、追いかけて参上することを伝える。	(旧目録P92)	原本	状	1		
939 D212	D 2	9月21日	覚	○身成村:久左衛門 ●笹間下組:松兵衛	21日、2人が身成村に宿泊する旨の触れにより、伊久美村に継立たことを知らせる。	(旧目録P188)	原本	状	1		
940 B128	D 2	9月8日	書状	○松之介 ●松兵衛	代官の指図により、明日中にも小前帳を提出するよう、依頼する。	(旧目録P92)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
941 D213	D 2	10月7日	書状	○欠 ●欠	橋田役所から呼出のお触れ、申年割付皆済目録替御用について、宜しく取り計らうよう依頼する。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
942 L941	D 2	10月8日	書状	○地名村:庄兵衛 ●岡壁谷松兵衛	掛けあいの一件について、明後10日早朝、当方に参会願いたい旨、依頼する。	(旧目録P223)	原 本	状	1	○	93
943 X166	D 2	10月11日	書状	○身成村:名主 ●上河内村:名主	年貢納めについて、一同に聞き合わせをするので、伊久美村への通達を依頼。江戸出府がいつか、承りたい。	(旧目録P307)	原 本	状	1		
944 D214	D 2	10月17日	覚	○小川:石神基左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	公事入用・園役差引銭などの返却金の受取り、お茶一件について、明日、身成に参会予定であるので、奥笹間村への通達を依頼する。	(旧目録P97)	原 本	状	1	○	93
945 D154	D 2	11月5日	書状	○(石神村):岡村六郎左衛門 ●上河内村:岡野松兵衛	年貢上納の遅延を伝え、掛けあいは上納済み次第であることを依頼する。	(旧目録P28)	原 本	状	1		
946 A128	D 2	11月8日	書状	○三並組:名主 ●下組:御帳元	帳面取調について、下組三判・組合名主印を遣いに渡すこと、無いなら、今晚中に三並組名主に送ることを報せて欲しい旨、依頼する。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
947 X96	D 2	11月8日	書簡	○二又:名主 ●上河内村:名主	青羽根越えて駿府浅田屋に合流することを承知されたい旨、依頼する。	(旧目録P308)	原 本	状	1		
948 D215	D 2	11月9日	書状	○身成村:役人 ●名主松兵衛	跡役について、心配をかけたこと、役入の件が延引と成ったことなどを伝える。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
949 D261	D 2	11月10日	書簡	○三井組:名主 ●当組:御帳元	諸木問合せについて、当時、記載なしと報告する。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
950 D287	D 2	11月14日	書状	○平口七郎右衛門 ●岡野谷松兵衛	普請見舞いの件を詫び、年貢上納後で犬間越え出府。その後、普請見舞いについて、是非参上することを告げる。	(旧目録P93)	原 本	状	1		
951 A129	D 2	11月26日	書状	○石紙人左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	三判證文の受取り、江戸出府の金子にいて通知する。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
952 D262	D 2	12月16日	書簡	○身成村:平口五郎右衛門 ●上河内:岡野谷松兵衛	橋田役所からの貯穀詰戻・陳屋入用上納の件に関する廻状あり。当方は、橋田役所を経て駿府に廻る旨を伝える。	(旧目録P195)	原 本	状	1		
953 D263	D 2	12月18日	書状 (役向き出張について)	○身成村名主 ●上河内村名主	上納に付いて19日出立とのこと、当村に不埒の組合あり19日には間に合わず、21日となるので、日を含ませてくれれば同道できる。21日には松峠まで出かけるので宜しく。	(旧目録P93)	原 本	状	1		
954 D216	D 2	欠	書状 (後欠文書)	○欠 ●欠	文章後欠、なお書きの部分に、駿府役人が今日当所に泊まり、それからおのぼりになる。誠に迷惑なことだ、と延べている。	(旧目録P94)	原 本	状	1		
955 D217	D 2	記載なし	書状 (御触状回送の件)	○身成村名主 ●上河内村御名主	このようなお触れが到来する。しかし行く美村はまだ印形しないので、上河内村より白井村に継立願いたい、との報せ「。このような」の内容は不明。	(旧目録P94)	原 本	状	1		
956 D219	D 2	記載なし	書状	○記載なし ●松右衛門・市兵衛 御兩人中	三井組の雇いの事、当家は承知しているので、当村については貴方方ご兩人でよろしく願いたい。ところで世組を手伝うと言って出て行く者があるが如何なるものか心配の面もある。ご兩人でお諭し頂きたい、と告げる。	(旧目録P94)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
957 D158	D 2	記載なし	記載なし (廻文)	○記載なし ●記載なし	18日のこの旅の御用向きはそれぞれの組合の内でお勤めされたし。御用向きを勤め終えた時、我等方にお立寄りください。印形を当方で預かっているの。という報せ。	(旧目録P93)	原本	状	1		
958 D265	D 2	記載なし	口上 (印形入用の件)	○三井組名主:伊左衛門 ●御帳元	三井組の印形を入用に付き、この代理人にお渡しください、と口頭で伝えたもの。	(旧目録P94)	原本	状	1		
959 B112	D 2	記載なし	御廻状写 (提出記載雛形)	○志太郎笹間村下名主:松兵衛 ●静岡最寄郡方御役所	以後献上物の到来か玉串御礼の外は貰ってはいけない。寺院も到来物などの有無に問わず役所へ書面で届け出る旨、村役人から社寺へ伝え、表徴の神社は村役人が指出す様に伝える事、とする廻状である。	(旧目録P25)	原本	状	1		
960 D164	D 2	記載なし	記載なし (村継書状)	○上組村役人 ●下組村御名主衆中	紙背替え惣代入用と村役人立会の時使った酒代金の事、この下組分の出金は5両1分1朱と641文である。これを今明日中に送金してもらいたい。惣代を勤めた一郎左衛門より度々催促があるので、遅れないように、と伝えたもの。	(旧目録P94)	原本	状	1	○	93
961 D166	D 2	記載なし	百姓連名(印)状	○記載なし ●記載なし	百姓の連名(印)状である。それは三井村16名、高日向7名、日向5名、栗野山11名、上河内20名、大森7名、西向10名、大平8名(各村組頭も含む)で、そのあとに各村名主1名が連印している。但し、栗野山名主は2名連印。外に記載はなし。	(旧目録P94)	原本	状	1	○	93
962 B43	D 2	記載なし	(高反別石盛永盛書上)	○記載なし ●記載なし	内容については、表題に示した外に、反別を直して五高(5石高)にする早算の仕方が書いてある。また永を纏に直す兼算も紹介している。	正味17枚 (旧目録P23)	原本	横 半 帳	1	○	93
963 C564	D 2	記載なし	地方之法	○記載なし ●記載なし	反別数値から分米と永高を算出し、その永高から五石代高を導く、その算出方法がわかる文書である。本文から一例を挙げよう。本文には、「高2石6斗4升5合5勺、上畑1反3畝歩・石盛11、永盛37、この分米1石4斗3升、永529文1分」とある。これは上畑1反3畝歩、石盛11から分米1石4斗3升が得られ、永盛37と分米1石4斗3升から永529文1分が得られ、これを5石代に直したものが高2石6斗4升5合5勺である。	丁数6枚 (旧目録P93)	原本	横 半 帳	1	○	93
964 A97	D 2	欠	覚 (出府入用の件)	○欠 ●欠	当村13軒分、日向3軒分、計16軒分、この金2朱・668文、上組名主出府入用とある。出府とは府中役所のこと。この出府入用には、笹間・地名から奥川根まで含んでいる。出府の理由は不明。茶一件に関する事か？	(旧目録P93)	原本	状	1		
965 A122	D 2	記載なし	秤改ニ付罷出候日数	○記載なし ●記載なし	3月20日より21日まで松兵衛、3月26日より27日まで藤吉、3月26日より27日まで浅右衛門、内400文渡すと記す。	(旧目録P93)	原本	状	1	○	93
966 F1090	D 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	日向村金4両552文内2両、高日向村金6両2分110文内3両、以下4ヶ村、他甚左衛門金3両2分2朱155文内金1両1分他とある。	(旧目録P177)	原本	状	1		
967 x49	D 2	記載なし	書状(御年頭札に付)	○欠 ●欠	当年秋は異作であるが、御役所への年頭御札の勤めは必要。餅・酒などは取りやめ、門札同様にすべきである、と記す。	(旧目録P309)	原本	状	1		

968 F272	D 3	延享3年11月23日 (1746年)	山地形 (裏に山手形中村万之丞とあり)	○中村万之丞印、他4名、一色証人:松右衛門 ●身成八坂:五郎右衛門	元文3年春、藤枝洞雲寺への奉加金3分を命ぜられ、五郎右衛門から借用して差し出した。返済にあたり村方困窮のため、延享3年、山がしのおはねという所に2斗の蕎麦を撒き、その山地代金3分を松右衛門に頼み込んで渡した。そのため、渡した山地について、いかようになされても一言も申し立てをしないので、証人手形加判して申上げる。	(旧目録P111)	原本	状	1		
-------------	--------	-----------------------	------------------------	--------------------------------------	--	-----------	----	---	---	--	--

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
969 F48	D 3	宝暦2年12月 (1752年)	借用申金子之事	○笹間村惣名主代:六郎左衛門 ●上河内村名主:松兵衛	嶋田陣屋修復費表その外入用のため、金1両1分を借用することを認めた證文。来る酉の夏中、笹間村に割合、利足を添えて返済する、と記す。	(旧目録P119)	原 本	状	1	○	93
970 F90	D 3	明和5年12月28日 (1768年)	借用申金子手形之事	○一色借主:助右衛門、藤左衛門、村中 ●記載なし	当子の年貢として、寺金2両を、助右衛門が1両、村中が1両借用する。来る丑の夏に元利共返済する、と記す。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	93
971 D42	D 3	寛政6年正月吉日 (1794年)	当寅村入用帳	○上河内村:横元扣 ●記載なし	年中横元諸支払い、合計26貫827文、とある。	(旧目録P79)	原 本	横帳	5		
972 F99	D 3	享和3年1月11日 (1803年)	拝借金之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人太郎右衛門他4名 ●嶋田御役所	宝永元年、嶋田宿御伝馬の者御救貸付金として金5両を拝借。その質物として、所持する名田6石8斗3合地を指出し、利足1割半として来る子の11月19日を期限に必ず元利共に返済する、と記す。	(旧目録85)	原 本	状	1	○	93
973 F324	D 3	文化2年3月 (1805年)	差上申證文之事	○小前 ●嶋田御役所	去る子年の嶋田御陣屋修復入用郡中割合金過納につき、永161文6分を小前に割渡し、連判證文を差上げる、と記す。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	93
974 D43	D 3	文化3年正月 (1806年)・寅	寅年村入用覚	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	笹間村の必要経費、一例を挙げれば、宗門人別差上げに嶋田役所へ出掛ける入用など、村役人の出張費や必需品購入の控。	丁数9枚 (旧目録P79)	原 本	状	1		
975 D3	D 3	文化4年正月 (1807年)・卯	当卯村入用帳	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	村の必要経費を記録した覚。一例を挙げると、起返御吟味方おとまりになり、その節の必要金。他、酒5升、半屋修復費用の納入など。	縦じ目に書片が纏ってある。 (旧目録P84)	原 本	横帳	1		
976 D45	D 3	文化5年正月 (1808年)・辰	当年村入用帳	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	笹間村下組の文化5年中の諸支払い明細・合計24貫868文、となっている。	丁数6枚 (旧目録P79)	原 本	横帳	1	○	93
977 D46	D 3	文化6年正月 (1809年)・巳	当巳村入用日記	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	この村入用の出費項目としては色々あるが、一例を挙げると次の通り。役所へのお年玉、貯食食願い下げのための出府費用、朝鮮人の通交に再しての上納金のど。	(旧目録P79)	原 本	横帳	1		
978 F49	D 3	文化8年12月 (1811年)・未	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人:太郎右衛門、岡甚左衛門、同利兵衛、證人名主:松兵衛、證人百姓代:孫左衛門 ●嶋田御役所	一、合金3分也、これは「嶋田宿御伝馬役の者御救金」の内より、嶋田役所から拝領したもの。この質物としては拝借人3名の内、2名の者の上畑4ヶ所・反別合3反9畝10歩(この荒鴉き代金8両余)、これを担保とする。利足は年利1割5分、返済は来る甲午11月19日、万一、返済不足金の生じた場合、證人が引き受ける、とある。そして次添紙に坪けがあり、この質入れの上畑面積は実際の土地値段の3割安と記されている。	(旧目録P85)	原 本	状	1	○	93
979 D7	D 3	文政2年2月 (1819年)・卯	去寅年村入用帳下書	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●山田茂左衛門様御役所	去る寅年正月より同12月までの村入用、例えば次のように詳述する。「一、銭1貫700文、是は去る寅年、宗門人別帳・五人組帳・その外諸帳面、相認め申し候、書役の者飯米代」(原文を書き下す)。このような形で一つ書きで9ヶ条からなる。最後に、〆銭38貫161文、ただし、高1石に付き銭136文5分、とある。	丁数4枚 (旧目録P79)	原 本	縦帳	1	○	93
980 D8	D 3	文政4年2月 (1821年)・巳	覚 (村入用遣方)	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●御役所	記載要領は通し番号979と同じである。去る辰年より正月までの村入用を記載する。一つ書きで、9ヶ条から成る。最後に、〆銭31貫983文、但し、高1石に付き銭127文8分とある。	丁数3枚 (旧目録P80)	原 本	縦帳	1		
981 D47	D 3	文政5年正月 (1822年)・午	村入用日記	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	当年諸支払合計:53貫702文、とある。	丁数4枚 表紙他破れあり。 (旧目録P80)	原 本	横帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
982 C598	D 3	文政6年11月正月 (1823年)・未	A:無双連山もち木・木 子木代金割之事 B:覚	○名主:六郎左衛門 ●御帳元:松兵衛	A:三井、高日向、日向、栗ノ山、上河内、大森、西向、大平、計94軒、 代金1両3分・3貫920文、 B:椎茸山代、西山代、等書き付ける。	(旧目録P68)	原本	綴り	1		
983 D9	D 3	文政7年2月 (1824年)・申	去未年分村入用帳下書	○駿州志太郡笹間村下組(表紙) ●羽倉外記御約称	村入方(出費)として挙げられる項目には、次のものがある。・宗門人別帳、五人組帳等の諸帳簿の書き役の食事代、御用書物の紙代、役所の雑用55人分、出巻に付き安倍川越賃、枝郷村役人の帳元方への寄合昼飯、諸働化、猪鹿防御入用、嶋田陣屋修復代等、合計高248石7升=銭36貫18文(高1に付き、143文6分)。	丁数3枚、 未年正月～12月 分の村入用 (旧目録P80)	原本	縦帳	1	○	93
984 D48	D 3	文政8年正月 (1825年)・酉	当酉年村入用帳	○笹間村下組 ●記載なし	茶願い一件(茶一件か?)割合相談入用、但し、昼飯代、宗門上納のため出張4人の費用など、村の入用控。	丁数5枚 (旧目録P80)	原本	横帳	1	○	93
985 D10	D 3	文政9年3月 (1826年)・戌	酉年村入用帳下書扣 (駿州志太郡笹間村下組)	○笹間村下組高持惣百姓小前 ●安倉外記御役升	村入用としてあげている項目は通し番号983とほぼ同じもの。惣高248石7升、この銭33貫965文(高1石に付き、135文7分)。	丁数4枚 (旧目録P80)	原本	縦帳	1	○	93
986 D12	D 3	文化10年3月 (1827年)・亥	去戌年村入用夫錢帳 駿州志太郡笹間村下組	○笹間村下組高持:惣百姓不残 ●羽倉外記嶋田御役所	村入用として挙げられている諸項目は次のものがある。宗門人別・五人組帳、その他諸帳簿、書き役の者の飯代、書物の紙代、諸帳面印形の際の枝郷村役人の昼食代、役所出張雑用人数55人分、出張安部川賃、枝郷村役人、帳元方への寄合昼食代、諸働化代、猪・鹿防御入用、御陣屋修復代、計35貫812文。	丁数4枚 (旧目録P80)	原本	縦帳	1	○	93
987 F114	D 3	文政11年9月 (1828年)・子	借用申金子證文之事	○笹間村上組名主:六郎左衛門、組頭:藤兵衛、 百姓代:孫太夫、 ●上河内村名主:松兵衛	金1両、これは当子年の諸入用に差つかえ、借用したもの。その返済は当初納めより2納めの節急度元利共に支払う。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	93
988 D181	D 3	天保11年2月晦日 (1840年)・子	覚 一金子請取之事一	○三井組名主:伊左衛門 ●上河内村御帳元様	天保9年、年貢値段下げにつき返金、その金2朱・銭233文、これ確かに受け取る、とある。	紙の上分破損 (旧目録P140)	原本	状	1		
989 D18	D 3	天保11年3月 (1840年)・子	去亥村入用覚(扣)	○駿河志太郡笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎、 百姓代:次郎左衛門、惣百姓不残書入 ●記載なし	村入用として挙げている項目は次のもの。宗門人別・五人組帳外諸帳簿の書き役の者の飯代、紙墨筆代、宗門印形の節枝郷村役人昼飯代、役所雑用出張日数55人分、御出張安部川越賃、帳元寄合への枝郷役人昼食代、猪・鹿防御入用、諸働化、嶋田宿御陣屋修復入取、合計金2分・50貫503文。	丁数3枚 (旧目録P80)	原本	縦帳	1	○	93
990 D49	D 3	天保12年正月 (1841年)・丑	当丑村入用日記	○帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	天保12年猪掛り明細。年中メ:48貫979文。	丁数7枚 (旧目録P80)	原本	横帳	1		
991 F126	D 3	天保12年10月 (1841年)・丑	差出申候議定一札之事	○下組帳松兵衛、以下12名(三井、栗ノ山、大森、西向、大平、高日向、の名主、親類外) ●御帳元様郷中御名主中様	日向組のぼん天山の代金は8両、この代金は百姓仲間へ全て割付け、以後売り払ったときは何程でも3割にして、その2分は利兵衛が受取り、1分は惣百姓のものと決めた。枝郷名主の立会で評定の上決める。	(旧目録P85)	原本	状	1		
992 D21	D 3	天保14年3月 (1843年)・卯	去寅年村入用覚	○駿州志太郡笹間村下組 ●記載なし	入用項目には次のようなものがある。・宗門人別・五人組帳外諸帳簿の書き役の者の飯代、紙墨筆代、村役人の藤枝出張・昼飯代、役所出張代、役所の雑用日数56人分費用、村役人帳元の寄合昼飯代、嶋田陣屋修復入用、等、合計金2分・89貫837文、銭相場1両に6貫600文。	丁数3枚 (旧目録P80)	原本	縦帳	1	○	93
993 F58	D 3	天保14年6月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○上河内村名主借主:松兵衛、笹間村借主: 次郎左衛門、身成村證人:五郎右衛門 ●嶋田宿:糺屋平左衛門	1、金15両、これはこの度私共入用金に差支え借用、この質物として我等持分の内、杉山1ヶ所ずつ、計3ヶ所を書入れる。返金は当年10月、1割5分の利足と共に勘定する。返済滞り場合は證人が引受け、質物等売り払い決算する。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
994 D50	D 3	天保15年正月 (1844d年)・甲	当辰村入用日記 帳元:松兵衛	○松兵衛(表紙) ●記載なし	去る卯年、嶋田御陣屋入用の外、当辰嶋田お年玉をはじめ、寺社勸化、出役入用など、天保16年巳書上げ44頁293文、去る辰年分44頁293文、残り37頁722文。	丁数7枚 (旧目録P80)	原本	横帳	1		
995 D22	D 3	天保15年3月 (1844d年)・辰	去卯村入用覚 (下書)	○駿州志太郡笹間村下組名主:誰、組頭誰、百姓代:誰 ●嶋田御役所	村入用項目の例:・宗門人別・五人組帳等諸帳面の書き役の飯米代・紙墨筆代、藤枝・御役所出張代、役所雑用日数75人分、枝郷役人、帳元方へ寄合昼飯代、猪鹿防代、駿府無量寺役場へ、嶋田陣屋修復代等あり、合計:金2分、銭130貫60文	(旧目録P80)	原本	縦帳	1		
996 D51	D 3	弘化2年正月 (1845年)・乙巳	当巳村入用日記	○駿州志太郡笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	巳の正月より12月迄の村入用。例年通りの項目が記載される。年中合44頁456文(人数611人、1人11文づつ)、12月より24頁872文(駿府陣屋修復入用)、組合8ヶ村割合609文(1ヶ村に付き)、とあり最後の部分に午正月、御年頭入用割り7ヶ村(1ヶ村405文)とある。	丁数7枚 (旧目録P80)	原本	横帳	1		
997 D53	D 3	弘化3年正月 (1846年)・丙午	当村入用日記	○駿州志太郡笹間村下組:松兵衛(表紙) ●記載なし	初めに、巳12月免割り後分として、身成村惣代へ600文、同月伊久美村惣代100文(駿府陣屋修復)、午正月伊久美村惣代(御陣屋年頭)として400文とあり、その後村役人、郷宿年玉等書き連ねている、年合計38頁852文とある。	丁数7枚 (旧目録P80)	原本	横帳	1		
998 F137	D 3	弘化3年11月 (1846年)・午	覚 (金子受取り)	○御備金取扱人:嶋田宿組頭 平左衛門・久兵衛・定四郎、府中惣代御備金取扱人・名主古作 池田岩之丞手附山本寛藏、 ●笹間村下組:松兵衛	郡中御備元主金の内より10両出金、利足1割の積り、これを受け取る。	(旧目録P195)	原本	状	1		
999 D24	D 3	弘化3年3月 (1846年)・午	去巳年村入用覚	○記載なし ●記載なし	村入用項目の例:・宗門人別・五人組帳等諸帳面の書き役の飯米代・つ紙墨筆代、御役所出張代、枝郷村役人昼飯代、役所雑用日数45人分、枝郷役人、帳元方へ寄合昼飯代、諸勸化代、駿府無量寺役場へ、嶋田陣屋修復代等あり、合計:銭43貫924文。	丁数3枚 (旧目録P80)	原本	縦帳	1		
1000 D54	D 3	弘化4年正月 (1847年)・丁未	当末村入用日記	○駿州志太郡笹間村下組:松兵衛(表紙) ●記載なし	名主の年貢両入のための陣屋出張費、寺社勸化、瀬戸川皮越し5人分等の費用、金2両2分、外に、「論所改地、御出役御泊まり入用」として、銀13匁・400文、これ下組の出すべき分、とある。	丁数8枚 (旧目録P81)	原本	横帳	1		
1001 F139	D 3	弘化4年3月11日 (1847年)・未	覚 (御備金の件)	○御備金取扱人:嶋田宿組頭 平左衛門・久兵衛・定四郎、郡中惣代御備金取扱人・名主古作 奥書・池田岩之丞手附山本寛藏、 ●笹間村下組:松兵衛	郡中御備元立金の内より10両出金、年利1割の1両を受け取る。	(旧目録P195)	原本	状	1		
1002 D55	D 3	弘化5年正月日 (1848年)・戊申	当申村入用日記	○駿州志太郡笹間村下組:松兵衛扣(表紙) ●記載なし	笹間村下組の年中村入用を記し、酉年分去申御陣屋入用永1貫124文とある。	丁数8枚 (旧目録P181)	原本	横帳	1		
1003 D57	D 3	嘉永2年正月 (1849年)・己酉	当西村入用日記	○駿州志太郡笹間村下組:松兵衛扣 ●記載なし	去申年御陣屋入用永1貫124文2分の他、伊久美村惣代年頭、嶋田陣屋年頭等、名主4名の年貢上納出張費、西向役人入用等の記載あり。	丁数8枚 (旧目録P81)	原本	横帳	1		
1004 D56	D 3	嘉永2年正月 (1849年)・己酉	村方小入ヶ覚帳	○上河内村:松兵衛扣(裏表紙) ●記載なし	阿主南寺日待入用200文の他、津島・光明院・高根山等の諸社寺勸化のための支出を記す。	丁数11枚 (旧目録P81)	原本	横帳	1		
1005 D202	D 3	嘉永2年2月 (1849年)・酉	小使覚 (助郷一件出役勤)	○下組:新太夫・松兵衛(表紙) ●記載なし	16文神座、190文酒肴代、400文嶋田毛付代等が記され、末尾に合計5貫864文とある。	(旧目録P189)	原本	横半	1		
1006 F59	D 3	嘉永2年3月 (1849年)・酉	請取申金子證文之事	○金子請取主:身成村名主五郎右衛門・笹間村下組名主松兵衛・下泉村名主四郎左衛門 ●御仲間中	嶋田宿古作殿拾老人講當酉年200両落札につき、受け取った事を書面に記し、質物を入れ、戌年より大掛金24両を講の終会まで日限遅滞なく掛繰ぐ事を約す。	(旧目録P125)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1007 D58	D 3	嘉永3年正月 (1850年)・庚戌	當戌村入用日記	○駿州志太郡笹間村下組:松兵衛扣(表紙) ●記載なし	年頭入用405文の他、御陣屋入用・出役入用等の村入用の扣。ノ金3分、永163文5分、銭8貫563文等とあり。	丁数7枚 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1008 X159-2	D 3	嘉永3年11月 (1850年)・戌	御拝借申金子證文之事	○笹間村下組:金子拝借人松兵衛・證人身成村五郎右衛門 ●嶋田御陣屋:山本寛藏	當戌年貢・諸賄金に困窮した松兵衛が、嶋田陣屋に質物を添えて利足年1割で金100両を拝借。遅滞なく返納する事を約す。	(旧目録P311)	原 本	状	1		
1009 D27	D 3	嘉永4年3月 (1851年)・亥	去戌年中村入用覚 笹間村下組	○名主・組頭・百姓代 ●嶋田御役所	去戌年宗門人別帳・五人組帳等の書役代他、年中の諸入用を記す。村高248石余、家92軒、高1石に付き、銭55文4分、家1軒に付き、並割銭153文3分とある。	(旧目録P81)	原 本	縦 帳	1		
1010 D59	D 3	嘉永5年正月 (1852年)・子	当子村入用帳	○笹間村下組 ●記載なし	嶋田御陣屋修復入用・宗門長・五人組帳等、諸入用の計3両4朱、銭24貫800文等と記す。	(旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1011 F63	D 3	嘉永6年7月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛、證人五左衛門・身成村五郎右衛門 ●嶋田甚兵衛嶋:久兵衛	公用金に困窮した松兵衛が、甚兵衛嶋の久兵衛から、質物を添えて金100両を借用したと記す。来る寅の6月に元利金共に返済すると約す。	(旧目録P126)	原 本	状	1		
1012 F64	D 3	嘉永6年7月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事	通し番号1011に同じ	通し番号1011に同じ。この控と思われる。	(旧目録P127)	原 本	状	1		
1013 F162	D 3	嘉永6年7月 (1853年)・丑	借用申金子之事 (證文下書)	通し番号1011に同じ	通し番号1011に同じ。この下書である。返済は、當極月限りに元利共に返済するとある。	(旧目録P127)	原 本	状	1		
1014 F67	D 3	嘉永7年6月 (1854年)・寅	借用申金子之事	通し番号1011に同じ	通し番号1011に同じ。返済は、卯の6月限りに元利共に返済するとある。	(旧目録P127)	原 本	状	1		
1015 F165	D 3	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上川内村:借主松兵衛、身成村:證人五郎右衛門 ●嶋田宿:荒屋平左衛門	公用金に困窮した松兵衛が、嶋田宿荒屋平左衛門から、質物を添えて金30両を借用したと記す。来る11月に元利共に返済すると約す。	(旧目録P127)	原 本	状	1		
1016 D60	D 3	安政2年正月 (1855年)・卯	村方小入用帳	○(上河内邑) ●記載なし	正月の念仏・大神宮・御日待入用の他、大山講勘定・津島代参有用、出役・助郷等の入用覚書	丁数14枚 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1017 F168	D 3	安政2年6月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	通し番号1011に同じ	公用金に困窮した松兵衛が、甚兵衛嶋の久兵衛から、質物を添えて金100両を借用したと記す。来る辰年6月限りに元利共に返済すると約す。	(旧目録P126)	原 本	状	1		
1018 F172	D 3	安政2年12月 (1855年)・卯	借用仕金子證文之事 (包紙あり)	○伊久美村:借主名主甚左衛門、證人笹間村下組名主松兵衛、同笹間渡村次郎左衛門 ●嶋田宿:係左衛門	入用金に困窮した甚左衛門が、嶋田宿の係左衛門から、金10両を借用したと記す。来る辰6月28日限りに元利共返済すると約す。	(旧目録P126)	原 本	状	1		
1019 D61	D 3	安政3年正月 (1856年)・丙辰	村方小入用帳	○(上河内邑) ●記載なし	正月の延寿院・大円寺の勸化料の他、各月ごとの村入用、助郷出役費用等を記す。	丁数16枚 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1020 D62	D 3	安政3年正月 (1856年)・丙辰	當辰村入用帳	○笹間村下組 ●記載なし	冒頭に、去卯12月上納の永1貫258文は、地震につき別掛陣屋入用として出金。後は例年通りの嶋田・駿府両陣屋への出張費、川越質等を記す。	丁数5枚 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1021 F174	D 3	安政3年6月 (1856年)・辰	借用申金子證文之事 (包紙あり)	通し番号1011に同じ	公用金に困窮した松兵衛が、甚兵衛嶋の久兵衛から、質物を添えて金100両を借用したと記す。来る巳の6月に元利金共に返済すると約す。6月25日、利足12両を久兵衛が受け取ったとする別紙覚書がある。	(旧目録P126)	原 本	状	1		
1022 F178	D 3	安政4年6月 (1857年)・巳	借用申金子證文之事 (包紙あり)	通し番号1011に同じ	公用金に困窮した松兵衛が、甚兵衛嶋の久兵衛から、質物を添えて金100両を借用したと記す。来る午6月限りに元利とも返済すると約す。	(旧目録P126)	原 本	状	1		
1023 D63	D 3	安政4年12月 (1857年)・巳	當巳返納并助郷又駿府 牢屋修復入用・光明山 御免勸化割合帳	○笹間村下組:松兵衛扣 ●記載なし	安政2年からの12ヶ年賦拝借金返納の他、巳の藤枝助郷金、駿府御陣屋附牢屋修復入用、遠州光明山御免勸化金についての集落分、上川内の家割り分等を記す。	丁数9枚 (旧目録P55)	原 本	横 帳	1		

通し番号 整理番号	分 類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1024 D31	D 3	安政4年 (1857年)・巳	去辰年中村入用覚	○記載なし ●記載なし	安政3年辰年の入用である。項目では次のようなものがある。宗門人別・五人組帳等の諸帳面の書き役への飯米代、役所出張費用、枝郷村役人の帳元方への寄合昼飯代、役所への雑用日数48人分、猪鹿退治、勤化、御日待入用、嶋田陣屋修復等、計銭57貫927文、他に去る辰年の藤枝宿への助郷餘荷金あり。	丁数3枚 (旧目録P81)	原 本	縦 帳	1		
1025 D64	D 3	安政5年正月 (1858年)・午	当午村入用日記	○記載なし ●記載なし	先ず、正月の年頭入用金から始まり、宗門帳・五人組帳、その外諸帳面、紙筆代金、又免割り金等が記載される。	丁数8枚 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1026 D65	D 3	安政5年3月 (1858年)・午	村方小入用帳	○記載なし ●記載なし	上川内村の村入用帳。「春野山御丈かり」等、計10口、但し、小口1口に付き3両ずつ、外に覚として取立金、また大神官扣として伊勢講銭のあり等の入用記載あり。	丁数9枚 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1027 D67	D 3	安永6年正月 (1859年)・未	当未村入用日記	○記載なし ●記載なし	佐間村下組の村入用日記。冒頭に覚として永1貫736文5分とし、これは去る午年の嶋田陣屋修復入用、また宗門帳、五人組帳外、諸帳面、紙筆代分2朱等がある。なお免割り後の分の記述あり、これ等の差引からその残り32貫727間(残り永49貫614文)とあり。	丁数8枚 一部虫喰 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1028 D69	D 3	安政7年正月 (1860年)・申	年中村入用扣 上河内	○記載なし ●記載なし	「覚」として、寺入用金432文、秋葉山金として700文、等があるが、これらが見せけちになっている。	丁数7枚 (旧目録P81)	原 本	横 帳	1		
1029 D34	D 3	安政7年3月 (1860年)・申	安政七申覚	○記載なし ●記載なし	記載項目は通し番号1024にほぼ同じ内容。最後の合計は銭47貫878文、外に藤枝宿への助郷餘荷金あり。	丁数3枚 (旧目録P82)	原 本	縦 帳	1		
1030 D70	D 3	万延2年正月 (1861年)・酉	当酉村入用帳 志太郡佐間村下組	○記載なし ●記載なし	入用帳の覚書きで、代官の病氣見舞い金(1朱、172文)、又納人仕切金(1両2朱)等があり、合計金18両、銭2貫988文、の記述がある。	丁数6枚 (旧目録P82)	原 本	横 帳	1		
1031 D71	D 3	文久3年正月 (1863年)・亥	当亥村入用帳 志太郡佐間村下組	○記載なし ●記載なし	覚:上河内組・大森組・西向組・大平組の4組と、その他4ヶ村の計8ヶ村の村入用である。紙代・ろうそく代・川越し代等、支出計2両3分1朱、永5貫64文、惣ノ86貫670文とある。	丁数6枚 (旧目録P82)	原 本	横 帳	1		
1032 D72	D 3	元治2年正 (1864年)・子	当丑村入用帳	○記載なし ●記載なし	伊左衛門外3名の分、ノ1両3分3朱244文となっているが、その用途の記載はなし。なお定免切替の時、出役入用金、宗門出納役入用、免割り後の入用金等があり、そのノ183貫254文となっている。	丁数9枚 (旧目録P82)	原 本	横 帳	1		
1033 D73	D 3	慶應3年3月 (1867年)・卯	丸子助郷金=出し、荒地御改 入用出し、兵賦入用出し 小割帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	①丸子助郷、②荒地改、③兵賦の3つの割当金に付き各人の金額を記載。松兵衛の分:①2両3朱、21文、②2朱266文、③3分2朱34文とある。以下14人分の割当て金があり、①②のノ6両1分154文、③については21人分を記載。総合計:の記載なし。	丁数5枚 (旧目録P56)	原 本	横 帳	1	○	93
1034 D36	D 3	明治2年3月 (1869年)・巳	去辰年村入用夫帳下書 駿州志太郡佐間村	○記載なし ●記載なし	村入用夫帳品目は凡そ次のようである。年中諸帳面書き役への飯代、村役人印形の昼飯代、書物の紙筆代、惣代の役所出張入用、村役人の寄合の昼飯代、猪鹿退治、御日待、御陣屋入用、合計:銭193貫940文。	(旧目録P82)	原 本	縦 帳	1	○	93
1035 D75	D 3	明治3年正月 (1870年)・午	当午村入用帳 佐間村下組名主松兵衛	○記載なし ●記載なし	佐間村下組下組の村入用で、その品目は江戸時代と大差無く、惣ノ36両3分2朱・257文。外に慶應3年卯より名主選し金に組合御役人中方申し合わせ入用金13両とある。	丁数10枚 (旧目録P82)	原 本	横 帳	1		
1036 D135	D 3	(明治4年)12月21日 (1871年)・未	覚	○日向組名主:利平 ●御帳元	①当未2月静岡出役6人分、②宿・諸社寺入用分、③取調に付き書上げの、紙代、これ利平方にて取替える。以上の通りなので割合を頼む、とある。	(旧目録P83)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1037 D76	D 3	明治5年7月 (1872年)・申	正月より7月迄村入用割帳 笹間村下組	○記載なし ●記載なし	村入用総額26両1朱・銭3貫893文、この永28貫632文1分とあり。	丁数9枚 (旧目録P82)	原 本	状	1		
1038 G465	D 3	5月 ・子	郡中入用割合	○郡中惣代島田宿御名主: 栗原古作 ●笹間村下組御名主中	①永2貫175文6分、亥正月中より7月迄の諸入用分、②永672文3分、同8月中より12月中迄の諸入用。これは当御陣屋御修復入用と無借入奉人諸入用分として受け取る。	(旧目録P189)	原 本	状	1		
1039 D206	D 3	12月29日 ・子	覚 入用金取かへ	○上組名主 ●下組御帳元	戌9月・亥年、子正月にかけて5項目(銭と品目)があり、その計金1分2朱、1貫108文、内、村が取り替えた分があり、それを差引き、金1分、768文、これが八左衛門の取替え分。	(旧目録P87)	原 本	状	1		
1040 D199	D 3	・子	覚 (去る子年村入用覚)	○記載なし ●記載なし	村入用(銭)とその品目を書上げる。その例: 去る子年の宗門人別帳等の諸帳面、その書役への飯米代、紙墨筆代、宗門印形の節、枝郷村役人昼飯代、惣代の役所出張代、藤枝宿餘荷に付藤枝宿への寄合出張費用、その合計: 銭51貫250文、外に、去る丑年12月藤枝宿へ助郷金差出(18貫941文)。	丁数4枚 (旧目録P83)	原 本	整帳	1		
1041 F491	D 3	4月28日 ・寅	覚	○五郎右衛門(身成) ●下組御名主	金3両2朱、これは御陣屋御入用の上納金として、確かに受け取る。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
1042 D276	D 3	11月22日 ・寅	覚 (当夏高反別取調入用)	○上組名主: 八左衛門 ●下組村々御名主兼中	寅6月2日からはじめその入用品目は、下組役人方利付、大楠村毛付け、左東3帖入用、嶋田宿払い入用など、そして最後に惣合計: 金4両3分2朱、33貫552文。	(旧目録P82)	原 本	横帳	1		
1043 F500	D 3	12月2日 ・寅	覚	○身成村: 五郎右衛門 ●下組御名主	金2分也、これは増田様一件の金子として、両村より送って頂き、確かに預かる、委細はお会いした時に申上げる、とする請取りである。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1044 D231	D 3	12月日 ・卯	上河内取かへ	○帳元 ●上河内: 松兵衛	これは上河内の村入用金取替え状である。その内容: 卯正月に米2斗3升、この利足共積りは、1本に付き70間、及び各月の利足、御取替えの酒代等を含め、〆3両2分、730文、外に、太郎右衛門関係、味噌代等を合わせ、金4両・190文の入用金取替えの状である。	虫喰あり (旧目録P83)	原 本	状	1		
1045 C603	D 3	12月14日 ・辰	覚 (村入用請取)	○記載なし ●記載なし	1貫文(役銭)、1両(金貯)、2朱・53文(銭納)、1分2朱(寺分、伊座是文分)、〆1両2分2朱・229文、この村入用請取。	(旧目録P69)	原 本	状	1		
1046 F530	D 3	12月22日 ・辰	口上 (包紙入り)	○大間: 助右衛門(包紙) ●上川内: 岡野谷	本日の村継からの口上の赴き承知、先ずは金5両差上げるので請取願う。	(旧目録P149)	原 本	状	1		
1047 C507	D 3	11月16日 ・巳	(22人への作料金渡し)	○記載なし ●記載なし	寺分として、22人に作料金2両290文を渡す。	(旧目録P179)	原 本	状	1		
1048 D38	D 3	巳	子より辰迄五ヶ年村入 用取調書上帳	○右村: 百姓代誰印・年寄誰印・庄屋誰印 ●田中御役所	村入用のヒナ形	(旧目録P83)	原 本	縦帳	1		
1049 C574	D 3	正月28日 ・午	覚	○池田岩之丞手付山本寛蔵印 ●記載なし	笹間村下組の陣屋修復に関する入用金に付いて、書面のとおりに永1貫278文6歩を請渡す。	(旧目録P52)	原 本	状	1		
1050 C587	D 3	12月9日 ・未	覚・笹間村両組 (村入用控)	○上組名主より ●下組名主	金1両2分本免取替金・牛馬取調・酒造有無と届書他、諸取調のための村入用を記す。元利10両2分478文の上・下組割付明細書上あり。	丁数3 (旧目録P69)	原 本	横帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
1051 F571	D 3	12月日・未	覚	○かし町:四郎右衛門 ●上河内:松兵衛	巳年分より未年分までの3ケ年の計938文を相済する。	(旧目録P155)	原	本	状	1	
1052 D39	D 3	未	去未年中村入用覚	○記載なし ●記載なし	去未年の宗門人別帳他、年中村入用の品目と費用を記す。費用合計銭53貫326文・高1石に付、銭214文3分6厘余とあり。	丁数3 (旧目録P83)	原	本	縦	帳	1
1053 D249	D 3	2月19日 ・酉	(表紙なし。入用帳)	○記載なし ●記載なし	酉2月19日より4月12日までの諸入用目録明細記入。合計額より山代8両を引き、175軒へ58文づつを割る。	丁数4 (旧目録P89)	原	本	横	帳	1
1054 F862	D 3	4月17日 ・酉	書状 (包紙入)	○下泉村:勝山四郎左衛門 ●岡野谷松兵衛	拝借金1朱を渡し、今日、桑名山村から金3分2朱を受け取る。	虫喰あり (旧目録156)	原	本	状	1	
1055 E51	D 3	6月8日 ・酉	覚 (村々入用金割合)	○記載なし ●記載なし	惣へて3分535文、この銭10貫235文を1軒12文宛91軒で割当てとある。その後、上河内村他7ヶ村の名が見える。	(旧目録P89)	原	本	状	1	
1056 F36	D 3	11月29日 ・亥	請取	○高日向村:新太夫 ●上河内村:帳元・松兵衛	1朱銀代り金11両2朱銭380文、別に1朱銀1歩1朱、確かに受け取る。	(旧目録P89)	原	本	状	1	
1057 D40	D 3	亥	去亥年中村入用覚	○記載なし ●記載なし	亥年村入用として五人組帳他、諸品目を挙げ、合計銭40貫750文の費用を記す。高1石について銭161文3分を掛高248石7升に掛けて徴収。他に、同年11月の藤枝宿助郷金を記す。	丁数5枚 (旧目録P83)	原	本	縦	帳	1
1058 L66	D 3	正月9日	廻状	○三井 ●大平・西向・大もり・上河内 各村	地名村から茶預入用を申し出ているので、上河内名主の所へ10日に集ること。預金3分2朱余あり、金2両3分余を各村に割り振る、とあり。	(旧目録P225)	原	本	状	1	
1059 D221	D 3	正月19日	書状 (包紙入)	○下泉村:勝山四郎左衛門(酒屋) ●上河内村:岡野谷松兵衛	組合割合金の内、金2両を受け取る。後代の方は上河内にてお勤め願いたいなどと記す。	(旧目録P89)	原	本	状	1	
1060 X136	D 3	正月19日	書状 (借入申し込み)	○笹間渡村:治郎左衛門・組頭中 ●上河内村:岡野谷	本寺より金1両2分を要求された。2月15日以前に返済するので、貸していただきたい。	(旧目録P302)	原	本	状	1	
1061 E54	D 3	2月29日	覚 (村々入用割合集金の事)	○石風呂村会所:作右衛門・庄兵衛 ●村々名主衆中	笹間渡村・笹間下組・伊久美村・鶴岡村入用の割合を示し、3月4・5日の内に人を遣わすので、相違無く出金願いたい、と記す。	(旧目録P225)	原	本	状	1	
1062 D148	D 3	3月12日	書状	○下組:松兵衛 ●堀之内:久左衛門	地名村の庄兵衛が「嶋田御頼一件」について、委細話してくれたが、当方両組としては近年困窮につき、金1両の出金がやっどである。このことを組合方へもよくとりなして欲しい、と依頼する。	(旧目録P96)	原	本	状	1	
1063 D149	D 3	3月15日	書状	○小川村:石神甚左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	藤枝惣代入用として、上河内村より金1分、確かに受け取る、と記す。	(旧目録P96)	原	本	状	1	
1064 F633	D 3	5月4日	書状	○身成村:名主久左衛門 ●伊久美村・笹間下組・上組名主衆中	先日嶋田宿焼失により、鈴やより無心があったので、承知願いたい。近い内にお話する、とあり。	(旧目録P131)	原	本	状	1	
1065 E58	D 3	8月日 ・壬	壬8月割合	○記載なし ●記載なし	銭14貫544文を、1軒につき銭158文づつ、91軒で割当てる。大森7軒・西向9軒・大平9軒・三双17軒・高日向11軒・日向3軒・栗野山13軒・上河内22軒と記す。	(旧目録P95)	原	本	状	1	
1066 C567	D 3	10月18日	覚 (村役人御入用)	○記載なし ●記載なし	村役人会合費用か。10月14日夜より同18日まで7件、へて1貫549文の書付あり。裏面に、身成村見取り「寅御取箇返免」とある。	(旧目録P68)	原	本	状	1	

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピー 保 管
1067 E57	D 3	10月19日	廻状 (入用金割の件)	○三井 ●大平・西向・大もり・上河内各村	21日に参会するので、入用金1軒18文ずつ集金して20日迄に大森村の作左衛門方まで届けていただきたい、とある。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
1068 D288	D 3	12月15日	書状	○(笹間村)上組役人 ●下組御帳元	取引額の残金1両1分3朱322文については、来る卯6月末までに必ず返済する。これと別に、当夏返別取調入用は、当村役人が取替えているので、20日までに送金願いたい。また、去冬御陣屋入用で納めた惣代入用金の差し引き残金も間違いなく当方へ送っていただきたい、とある。	(旧目録P93)	原 本	状	1		
1069 C519	D 3	12月17日	番人家普請入用 (番人入用割り、包紙入)	○身成村役人 ●右村御役人兼中	建前渡金3両と18人の大工手間代、4人の木挽手間代、材料の釘・ぬき等の計3両2朱7厘580文を挙げる。この出金村として、中河内・一色・上河内村を記す。	(旧目録P325)	原 本	状	1		
1070 D264	D 3	12月25日	書状	○岡谷貞口 ●上河内:岡野谷御氏	村儀錢150疋と沢山の椎茸を頂いた折のお礼。	(旧目録P93)	原 本	状	1		
1071 X35	D 3	12月26日	書状 (紙代金代付願書)	○笹間渡村:次郎左衛門 ●岡野谷松兵衛	御陣屋入用品納しいただき、その返錢165文は差上げるので、請取の上、村入用帳に記載願いたい。また、紙代金についても仰せ願いたい、と記す。	(旧目録P309)	原 本	状	1		
1072 D157	D 3	欠	(前欠、村入用書付)	○欠 ●欠	4月2日より4日まで、社寺書上につき、出張・出役入用として金3分3朱、御役所両3人へお茶仕入入用として金3分を書上げる。	(旧目録P83)	原 本	状	1		
1073 D156	D 3	欠	(村入用覚の断簡)	○欠 ●欠	12貫848文は、白山御初穂・村方信心日持入用等、錢553貫671文は、去年5月の丸子宿助郷差出分などと書付あり。	(旧目録P83)	原 本	状	1		
1074 D290	D 3	欠	村入用取調奉書上候 (断簡)	○(笹間村下組) ●欠	村高248石7升。元治元年分、錢118貫135文、この割、高1石に付き錢473文余、以下欠。	(旧目録P83)	原 本	状	1		
1075 D174	D 3	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	生酒、娼婦、あぶら、卵、いろ紙、供える渡金等、合計:金3分2朱、錢9貫900文、右入用墨、とある。	(旧目録P181)	原 本	状	1		
1076 D173	D 3	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	1、831文は家別割、2、38文は金次郎弁納、 \approx 869文、この金2朱と21文とある。	(旧目録P94)	原 本	状	1		
1077 D198	D 3	記載なし	(覚類)	○記載なし ●記載なし	村入用の費用とその品目の覚、一紙文書(切り紙)に断片的に記載される。断簡も存在。	(旧目録P94)	原 本	状	7		
1078 D80	D 3	記載なし	入用割	○笹間村下組大森始メ ●記載なし	入用金を笹間村下組8組の割付け、これを廻状として帳面。三井組、高日向組、日向組、桑之山組、上河内、大森、西向組。	丁数6枚 (旧目録P83)	原 本	横 帳	1		
1079 D134	D 3	記載なし	覚 (村入用の覚)	○記載なし ●記載なし	庄辰より2月17日迄の出費とその品目を記載する。その品目とはおよそ次のようなもの。・名主御用に付き駿府へ、・酒2升、・地名や二又や上組に出張、その茶代や小遣い代や寄合代、・味噌代、白米代等、計6貫224文、この割、88軒68文ずつ。	(旧目録P83)	原 本	状	1		
1080 C525	D 3	記載なし	金250両割	○記載なし ●記載なし	これは、鶴岡村外19ヶ村に関する割振り金の覚である。その石高は6808石9斗、金子合計92両1分、8貫431文、この金93両1分2朱、779文、とある。	(旧目録P71)	原 本	状	1		
1081 C591	D 3	記載なし	(村入用割)	○記載なし ●記載なし	村入用(内訳不明)、 \approx 11両2分1朱、66文、この村入用を伊左衛門外に割付ける。 ※裏免に西方寺外寺社の除地高・上納金の書上げがある。どちらが紙書文書か判断がつかない。	(旧目録P73)	原 本	横 帳	1		
1082 D227	D 3	記載なし	(嶋田参会の節取決入用)	○記載なし ●記載なし	高139石5斗1庄5合、高1石に付き1ヶ月8文、この懸かり1ヶ月分として錢1貫160文の朱入費。これは初の嶋田参会の節、世話人中立会の上、申し合わせたもの、とある。	(旧目録P94)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1083 E59	D 3	記載なし	(入用金之覚)	○記載なし ●記載なし	・閏8月わり不足分、2貫726文、三井組、・未3月わり分、250文、くわの山、……といった書き方で展開する。寄合入用、地名入用金持参、と続き、ノ3貫531文とある。	(旧目録P95)	原本	状	1		
1084 F82	D 3	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	1、金12両、利足当、川欠の払当、1、金4両1分、利足、糶屋払当、1、金5両1分、皆済当、1、金1両2朱、陣屋入用当、……と、計7口を記載し、ノ金31両持ち出し、外1両、嶋田表に心当て、とある。	(旧目録P95)	原本	状	1		
1085 F726	D 3	記載なし	覚 (村入用に付)	○記載なし ●記載なし	8月26日～11月21日迄の村入用金の覚書、7項目の合計:3貫912文とある。この目録は3貫755文2厘で、金高36両3朱、この1朱枚579枚とある。右1朱に付き、銭648、622と記載されている。この銭高は暗号カ。	(旧目録P73)	原本	状	1		
1086 F749	D 3	記載なし	覚 (村入用諸品代金)	○記載なし ●記載なし	諸品代金、川ちん、御陣屋、郷宿、はおりひも等、18件の代金が記載される。最後に「残り407文」とある。	(旧目録P174)	原本	状	1		
1087 F751	D 3	記載なし	(金銭の覚)	○記載なし ●記載なし	両組:金93両2分、永137文、内訳、上組:金54両・永192文1、下組:金36両、永185文3、	(旧目録P174)	原本	状	1		
1088 G13	D 3	記載なし	乍恐以書付奉願上候	○年番名主=嶋田宿名主:伊右衛門、岡部宿問屋:弥五兵衛、年寄:忠平、同与一、月番名主=上泉村名主:夷康、源助村名主:清右衛門、外に、上小杉村名主:市郎左衛門、外33人。 ●記載なし	陣中修復の要ある時は、従来当村役人共が1人ずつ出頭し、勤めを指示されたが、これでは村入用出費が嵩み村方難波する。よって以後は諸入用方取締方の方で処置し、一々村役人が出頭しなくともよいように取り計らいたい。紙面以下敬慎、欠字あり。	(旧目録P190)	原本	状	1		
1089 L575	D 3	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	金2分2朱、294文、小遣い共に、伊左衛門・松兵衛、外に、1朱、茶代を郷宿へ、と記載。	(旧目録P293)	原本	状	1		
1090 X113	D 3	記載なし	覚 (金子書付)	○上河内村 ●記載なし	当年より3ヶ年の勘定書、1、金1分(上河内村)。	(旧目録P312)	原本	状	1		
1091 Z26	D 3	記載なし	覚 上河内	○記載なし ●記載なし	18名1人、200文づつ、村入用・	(旧目録P323)	原本	状	1		
1092 Z27	D 3	記載なし	(費用支払)	○記載なし ●記載なし	13名分、合計650文、とある。外に、受け取り金額などあり、記録帳の1部綴りあり断簡。	(旧目録P326)	原本	状	1		
1093 Z28	D 3	記載なし	(金銭の出入覚)	○記載なし ●記載なし	金銭の支払いについて、内金・残金の覚。	(旧目録P326)	原本	状	1		

1094 D1	D 4	貞享4年9月 (1687年)・卯	切支丹宗門御改帳 上河内分	○(上河内村) ●田中:太田橋津守・駿府:三枝橋津守	世帯数:29、敷人数:250人、内:男子12人、女子33人は他所へ、下人14名、下女25人と記載。且那寺としては本帳は女房実家の且那寺、下人実家の且那寺にも触れている。宗門帳としては詳しい資料。	(旧目録P74)	原本	縦帳	1	○	93
1095 D3	D 4	元文3年2月 (1738年)・午	(笹間村)明細帳	○駿州志太郡笹間村名主中、組頭 ●田中御役所	笹間村は当時本田紀伊守の預所、村高、本新共に、6[匁]9石7斗、但し五石代、当村は御領(御料)にて分郷ではない。御普請所については元禄元年より39年もの間指名されたことはなかった。享保13年より同18年迄の6年間は少々御普請となり、竹木、諸色を買上げ、人足賃銭、扶持方を頂いた。外に特記事項はない。	(旧目録P74)	原本	縦帳	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1096 D85	D 4	延享4年12月21日 (1747年)・卯	差上申御書一札之事	○中村、万之丞、平兵衛、一色村、作兵衛、平作、上河内 惣組頭、大小不残 ●上河内名主	中村の孫兵衛、藤枝の用向きにて出かけ、そのまま帰村しない。このこと名主に報告、何の用向きで出かけたのか、親類、組頭にも尋ねるが不明、そのためこのこと報告する、とあり。	(旧目録P78)	原 本	状	1		
1097 D228	D 4	安永7年2月 (1778年)・戌	戊年人数覚	○記載なし ●記載なし	三井69人、高日向48人、日向19人、栗野山49人、上河内131人、大森36人、西向49人、大平42人、と記載。 ※ 2枚目には「嶋田宿金割覚」の記載がある。	2枚綴り (旧目録P84)	原 本	綴 り	1		
1098 D89	D 4	天明2年正月 (1782年)・寅	取替一札之事	○志太郎笹間村名主: 太郎右衛門、同五郎左衛門 ●嶋田宿3丁目御役所兼中御	笹間村三郎左衛門譜代の五郎兵衛(58歳)は去る子年より御町嶋田宿に住居している。当年寅年人別帳を除くので嶋田宿の人別帳に加えて欲しい、とする宗門送り状。	(旧目録P75)	原 本	状	1		
1099 D90	D 4	天明2年2月 (1782年)・寅	書替一札之事	○嶋田町組頭:新十郎 ●笹間村名主: 太郎右衛門・三郎左衛門	御村笹間村の三郎左衛門の譜代である五郎兵衛(58歳)が、当町乙吉姉すき方へ縁組し居住する。よって嶋田帳人別に加えるので、笹間村の人別帳から除外して欲しい、とする人別引取状。	(旧目録P75)	原 本	状	1	○	93
1100 B4	D 4	天明3年2月 (1783年)・卯	当卯宗門人別帳 志太郎笹間村下組	○記載なし ●記載なし	笹間村下組の内、高日向:家数10軒(高持7、無高2、寺1)。人数55人(男2、女27)、日向:家数軒、高持、人数19人(男10、女9)、栗野山:家数13軒(高持8、無高4、寺1)、人数47人(男24、女23)且那寺は全て龍光院、。	丁数17枚 (旧目録74)	原 本	堅 帳	1	○	93
1101 D91	D 4	寛政9年正月 (1797年)・巳	一札 (人別送り状)	○白井村名主: 市郎右衛門 ●上河内村名主中	当白井村次右衛門女子さん(27歳)は御村上河内村権四郎方へ縁組する。よって当巳より貴村の宗門人別帳に書き入れ願いたい。当村人別帳より糊の続、とする人別送り状。	(旧目録P75)	原 本	状	1	○	93
1102 D92	D 4	寛政10年正月 (1798年)・午	一札 (人別引取状) (包み紙入り)	○伊久美村白井組名主: 市郎右衛門 ●笹間村下組上河内村名主兼中	貴笹間村金治郎女子ふい(19歳)、当伊久美村平四郎妻に縁組し引き取る。よって当惣村人別帳に加えるので、貴村笹間村の人別帳から除外されたしとの人別引取状。	(旧目録P75)	原 本	状	1	○	93
1103 D93	D 4	享和2年2月 (1802年)・戌	一札之事 (人別送り状)	○上河内村名主: 松兵衛 ●身成村一色組名主兼中	当上河内村平右衛門男子乙助(21歳)は貴身成村一色組の平作方へ婿入りする。よって当村人別より除くので、貴村人別帳に書き加えていただきたい、とする人別送り状。	(旧目録P75)	原 本	状	1	○	93
1104 D3	D 4	文化6年正月 (1809年)・巳	宗門人別御改下書三番 笹間村下組日向扣	○記載なし ●記載なし	①名主利兵衛、持高7石6斗、家族人数11人(男6人、女5人、内下男1)、②半七 持高3石9斗6升8合、家族人数7人(男3、女4)、○家数2軒高持、人数合18人(男9、女9)。	丁数3枚 (旧目録84)	原 本	堅 帳	1	○	93
1105 D6	D 4	文化7年5月 (1810年)・午	当午年人別御除地訳書 上帳 駿州志太郎笹間村下組	○笹間村下組名主: 松兵衛、与頭: 甚三郎、百姓代: 治部右衛門 ●嶋田御役所	①笹間村下組 当午年の人数449人、内除地対象の者、65人(百姓屋敷8軒、内男34、女31)、②除地の寺1軒、それは龍光院(出家1)、外に除地の寺6ヶ寺、それ午年無住、横聖院、光福寺、西方寺、法輪寺、青雲寺、正福寺。	丁数3枚 (旧目録25)	原 本	堅 帳	1	○	93
1106 D95	D 4	文政3年3月 (1820年)・辰	書替一札之事 (包み紙入り)	○笹間渡村名主: 次郎左衛門 ●笹間村下組御名主中	貴村笹間村下組の作左衛門の娘とめ(26歳)が当村次郎左衛門の嫁として縁組する。よって当年より当村人別帳に加えるので、貴村の人別帳から除外してもらいたい、との人別引取状。	(旧目録P75)	原 本	状	1	○	93
1107 D96	D 4	文政4年3月 (1821年)・巳	取替一札之事	○山田茂兵衛代官所、志太郎笹間村下組上河内村名主: 松兵衛 ●松平能登守御領分宮嶋村御名主兼中	貴村宮嶋村百姓太助の孫与兵衛(3才)が当村上河内村八五郎弟文藏の養子となる。その為当村人別帳に組入れる、とする宗門引取状。	(旧目録P75)	原 本	状	1	○	93
1108 D98	D 4	文政8年 (1825年)・酉	送り一札之事	○羽倉外記御代官所駿州志太郎笹間村下組名主: 松兵衛 ●勢州田丸領阿曾村庄屋: 小野田右衛門	志太郎笹間村の内、栗野山の茂八が、田丸領阿曾村の百姓勝之助方へ相続の願出により当村宗門人別帳から除く。これより阿曾村の人別帳に加えて欲しい。この者の宗旨は代々曹洞宗で切支丹宗門ではない、とする宗門送り状。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1109 C571	D 4	文政8年4月 (1825年)・酉	請書一札之事	○紀伊殿領分勢州田丸領阿曾村庄屋: 小野田右衛門 ●羽倉外記御代官所駿州志太郎笹間村下組御名主中	駿州栗野山村太郎右衛門の仲茂八(47歳)がこの度伊勢国阿曾村百姓勝之助の相続者として移る住む。その為の宗門引取状。	(旧目録P76)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1110 D11	D 4	文政10年2月 (1827年)・亥	宗門人別御改下書扣 笹間村下組分	○駿州志太郡笹間村名主:松兵衛、外名主8命、 組頭:源三郎外組頭4名、百姓代:伊兵衛外百姓 代2名 以上連名 ●羽倉外記御役所	冒頭に「宗門御改人別帳前書」があり、且那寺毎に1軒1軒持高と家族 名、年齢を列挙する。そして最後に且那寺毎の檀家人数(男女)を記載 している。それは竜光院351名、嶺叟院142名、光福寺48人、西方寺3 1名、となっている。	丁数59枚 (旧目録P74)	原 本	豎 帳	1	○	93
1111 D13	D 4	文政12年2月 (1829年)・丑	郷中合帳宗門人別御改 帳下書扣 笹間村下組 帳元松兵衛扣	○笹間村下組名主:松兵衛外名主8人 組頭:源 三郎外組頭4人、百姓代:伊兵衛、外百姓代2人 ●羽倉外記御役所	前書きの後、各寺毎に1軒ごと、人別・男女・年齢を記載する。そして最 後に惣家数合計98軒(高持66、無高25、寺7)、惣人数594人(男30 7、女786、出家1)、寺毎では、竜光院357、嶺叟院152、光福寺51、 西方寺34人の檀家である。	丁数62枚 (旧目録P74)	原 本	豎 帳	1	○	93
1112 D100	D 4	天保2年2月 (1831年)・卯	取替一札之事	○笹間村上組名主:八左衛門 ●同村下組御名主兼中	貴村百姓平右衛門弟伊之助(29歳)を当村百姓彦兵衛方の養子として 縁組した。よって貴村の宗門人別帳よりこの者を除外して欲しい、当村の 人別帳に加えて欲しい、とする人別引取状。	(旧目録P76)	原 本	状	1		
1113 D101	D 4	天保3年正月 (1832年)・辰	取替一札 (包紙あり)	○本多豊前守領分志太郡瀬戸谷村庄屋:六郎兵 衛 ●河内村御庄屋中	本多豊前守領分志太郡瀬戸谷の仲右衛門妹とわ(22歳)、この度河内 村金次郎方へ縁組し指出す。よって当村人別帳から除くので、貴村人 別帳に加えて欲しい、とする人別送り状。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1114 D14	D 4	天保3年正月 (1832年)	家数人数増減書上帳 (志太郡笹間村下組)	○笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓 代:次郎右衛門 ●岸本武太夫嶋田御役所	家数合計99軒(高持66、無高26、寺7)、人数合計599人(男311、女 2878、出家1)、去る卯年改め:増人14人(生10人、転入4人、減人:17 人(病死15、他出2)、差引3人減・	丁数3枚 (旧目録P78)	原 本	豎 帳	1	○	93
1115 D109	D 4	天保7年正月 (1836年)・申	送り書替一札之事 (包紙入り)	○伊久美村小川組頭・月番:惣太夫 ●笹間村下組上河内村御名主中	伊久美村小川の甚左衛門女子えん(18才)が上河内村の松兵衛嫁に縁 組され移住する。よって当村人別帳から除外するので貴村人別帳に加 えて欲しい、とする人別送り状。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1116 D110	D 4	天保8年3月25日 (1837年)・酉	乍恐以書付奉願上候	○笹間村下組金次郎弟身成村市郎兵衛、外親 類、組合共4人、名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百 姓代:次郎右衛門、 ●島田御役所	笹間村下組百姓金治郎家内5人、梓常吉一同農業を嫌い、身持ち悪 く、親類・組合、村役人の意見もきかない。よって一統相談の上帳外にし たい。この願い何卒許可されたい。	(旧目録P78)	原 本	状	1	○	93
1117 D111	D 4	天保8年3月 (1837年)・酉	書替一札之事	○笹間渡村名主:次郎左衛門 ●笹間村下組御名主中	貴村笹間村下組百姓八五郎妹ひな(27才)は、当笹間渡村百姓次郎助 の嫁となる。よって当年より当村宗門人別帳に加えるので、貴村人別帳 から除外して欲しい、とする人別引取状。	(旧目録P78)	原 本	状	1	○	93
1118 D183	D 4	天保8年10月12日 (1837年)・酉	乍恐以書付御届奉申上 候	○笹間村下組金次郎弟身成村市郎兵衛、親類、 組合4名(略)、名主:松兵衛 ●島田御役所	当村百姓金次郎とその梓常吉、女房とわ、外2人家内5人の者、3月25 日家出行方不明。よって4月9日これを訴えたところ、同日より180日間 探索せよとの仰せられた。以後31日毎に村役人方へ集り談合。しかる に依然として行方不明、この件報告する。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1119 D188	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	取替一札之事	○相賀村神領 社役人 ●上郷地村御名主中	貴村五左衛門の養女に差し遣わした相賀村孫七の娘さよ(34才)は、こ の度離別により当村親元へ帰ってきた。よって当村人別帳に加えるの で、貴村人別帳から除外して欲しい、とする人別引取状。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1120 D112	D 4	天保9年3月11日 (1838年)・戌	乍恐以書付御届奉申上 候	○駿州志太郡笹間村下組(村方三役の内)名主: 松兵衛・藤太夫兄次郎七、親類2人、組合3人 ●島田御役所	当村百姓藤太夫、女房りん、男子市次郎、女子くらの4人、当年2月815 日に家出、親類、組合共に探したが見つからず行方不明、このことお届 けする。	(旧目録P78)	原 本	状	1	○	93
1121 D114	D 4	天保9年8月13日 (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候	○駿州定郡笹間村下組、備仕願人:市次郎、同り ん、外藤太夫兄・親類・組合・百姓代・組頭升省 略、名主:松兵衛 ●島田御役所	笹間村下組藤太夫、その梓市次郎、女房りん、女子くらの4人は、当年2 月21日突然家出して行方不明となった。公儀からは日数180日間の探 索を仰せつかった。ところがその後、藤太夫は外の家族を見捨て自分の み逃亡した。買掛、借銭に差し詰まったのが原因だという。藤太夫 以外の者は今後農業に精を出すということなので、この者達村方居住を 許可願いたい。	(旧目録P78)	原 本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
1122 D113	D 4	天保9年8月15日 (1838年)・戌	乍恐以書付御届奉申上候	○駿州志太郡笹間村下組:藤太夫兄;次郎七、外親類・組合・村方三役 計8人(名前略) ●島田御役所	笹間村下組の百姓藤太夫は、当年2月25日突然家出、行方不明となる。よって3月11日訴訟に踏み切る。これに付き公儀から180日間の探索を指示された。これに従い31日毎に村役人方へ打ち寄り談合、あちこち尋ねるも依然行方不明、このこと公儀へお届けする。	(旧目録P78)	原本	状	1	○	93
1123 D16	D 4	天保9年3月 (1838年)・戌	宗門人別御改帳下書扣 駿州志太郡笹間村下組	○笹間村下組名主:松兵衛、同:伊左衛門、同:新太夫、同:利太夫、同:多郎右衛門、同:甚左衛門、同:作左衛門、同:権右衛門、同:次郎兵衛、外組頭5人、百姓3人、略。 ●岸本十輔 嶋田御役所	「宗旨改人別帳前書」を掲載しあと、各且那寺毎に檀家構成を載せ、その末に檀家の家数合計、人数等をまとめる。このような文章展開の後、最終的には次のように檀家数をまとめている。竜光院;人数369人、峰聖院人数144人、光福寺49人、西方寺27人。男女別人数、本末関係の記載もあるが省略する。	丁数73枚 (旧目録P74)	原本	縦帳	1	○	93
1124 D15	D 4	天保9年3月 (1838年)・戌	村高英数人別書上帳 (雛形) 岸本十輔御代官所何區何郡何村	○名主:だれ、組頭:だれ、百姓代:だれ、 ●記載なし	村高何程、家数何軒、人別何人、内、男何人、女何人、「本紙はミノ紙、袋とじ」とある。	丁数3枚 (旧目録P78)	原本	縦帳	1		93
1125 D17	D 4	天保10年3月 (1839年)・亥	宗門人別御改帳下書 (駿州志太郡笹間村下組帳元扣)	○笹間村下組名主:松兵衛、同伊左衛門、同新太夫、同利兵衛、同多郎右衛門、同甚左衛門、同作左衛門、同権右衛門、同治郎兵衛、他組頭・百姓代・百姓8名、略。 ●嶋田御役所;岸本十輔	宗旨御改人別帳前書のと、各且那寺ごとに檀家の家数、氏名、年齢、間柄、人数等を書上げる。最後に、家98(高持66、無高25、寺7)、人数581(男298、女282、僧1)、去戌増人8、減人6、差引8人、且那寺龍光院362人、峯聖院142人、光福寺49人、西方寺8人。龍光院以外は無住。	丁数63枚 (旧目録P74)	原本	縦帳	1	○	93
1126 D115	D 4	天保13年2月 (1842年)・寅	宗門書替一札之事 (包紙入り)	○駿河国志太郡笹間村名主:次郎右衛門◎ ●駿州志太郡下笹間村日向組:御名主衆中	日向組百姓利兵衛弟春治郎(27歳)が笹間渡村百姓八右衛門方へ内線により、寅年より當方の宗門人別帳に書入れるので、日向組人別帳より削除されたい、とする人別引取状。	(旧目録P76)	原本	状	1	○	93
1127 D20	D 4	天保13年3月 (1842年)・寅	宗門人別御改帳	○駿州志太郡笹間村下組帳元:松兵衛扣 ●島田御役所	宗旨御改人別帳前書のと、各且那寺ごとに檀家の家数、氏名、年齢、間柄、人数等を書上げる。最後に、家98(高持66、無高25、寺7)、人数598(男311、女286、僧1)、去丑増人19、減人19、差引0人、且那寺龍光院368人、峯聖院154人、光福寺46人、西方寺30人。龍光院以外は無住。末尾に松兵衛以下16名の連名。	丁数62枚 (旧目録P74)	原本	縦帳	1	○	93
1128 D116	D 4	天保14年9月 (1843年)・卯	乍恐以書付を御断奉申上候	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛・組頭:甚三郎・百姓代:次郎右衛門 ●嶋田御役所;池田岩之丞	大平組次郎兵衛他3名、栗ノ山組忠藏他4名の者について、岡所新田内に居住しているが、いつの頃からか、年号もわからないと申告する。	(旧目録P85)	原本	状	1		93
1129 D117	D 4	天保14年9月 (1843年)・卯	通番号1128に同じ	通番号1128に同じ	通番号1128に同じ	(旧目録P86)	原本	状	1	○	93
1130 D191	D 4	天保14年9月 (1843年)・卯	通番号1128に同じ	通番号1128に同じ	通番号1128に同じ	(旧目録P86)	原本	状	1		93
1131 D118	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	送り(一)札之事	○駿州志太郡笹間村下組上河内組名主:松兵衛 ●駿州志太郡伊久美村白井組御役人衆中	上河内組清三郎娘ちゑ(25歳)が伊久美村白井組の平四郎に嫁ぐことになったので、當年より宗門人別帳から取除くので、白井組人別帳に加えてほしい、とする人別送り状。	(旧目録P76)	原本	状	1		93
1132 D119	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替一札之事 (包紙あり)	○伊久美村白井組名主:三郎右衛門◎ ●笹間村下組上河内組名主:松兵衛	上河内組清三郎娘ちゑ(25歳)が伊久美村白井組の平四と嫁組したので、當村人別帳に書入れる。については、上河内組人別帳から取除いてほしい、とする人別引取状。	(旧目録P76)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
1133 D121	D 4	弘化2年正月 (1845年)・巳	送り一札之事	○駿州志太郡笹間村下組上河内組名主:松兵衛 ● 駿州志太郡笹間渡村御役人衆中	笹間村下組百姓藤右衛門娘はる(28歳)が笹間渡村百姓辰右衛門嫁の内縁取決めとなったので、當村人別帳より取除く。ついでに、笹間渡村人別帳に書き載せてほしい、とする人別送り状。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1134 D177	D 4	弘化3年2月 (1846年)・午	宗門請込手形事 (包紙入り)	○笹間村:龍光院 ●峯叟院	峯叟院檀家藤右衛門娘なつが龍光院檀家栗野山要蔵の弟勝蔵の妻となるので、請込手形の依頼があったので承知した。當午年より今後は龍光院檀家と成ることを通知する。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1135 D178	D 4	弘化3年2月 (1846年)・午	宗旨送り一札之事	○笹間三井:龍光院 ●上河内村:峯叟院御知事	龍光院檀家大平組長八娘そのが峯叟院檀家上河内村八五郎伯父文蔵の嫁となる。ついでに、當院宗印から除外するので、貴院宗印に加えられたい、とする人別送り状。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1136 D122	D 4	弘化3年2月 (1846年)・午	宗門請込手形之事	○上河内村:峯叟院 ●三井村:龍光院御知事	龍光院檀家大平組長八娘そのが峯叟院檀家上河内村八五郎伯父文蔵の嫁となる。請込手形が願出されたので、承知した。ついでに、當午年より龍光院より除外されたい、とする人別引取状。	(旧目録P76)	原 本	状	1	○	93
1137 D123	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	宗旨送り一札之事 (包紙入り)	○駿州志太郡笹間村下組上河内名主:松兵衛 ●池田岩之丞様御代官所駿州志太郡伊久美村 長嶋:御役人衆中	上河内の忠右衛門男子周助(7歳)が長嶋村勘左衛門家内民蔵の養子となって転住する。ついでに、當方の宗門人別帳から除外するので、長嶋村の人別帳に加入願いたい、とする人別送り状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93
1138 D124	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・酉	書替一札事	○駿州志太郡伊久美村大間名主:長右衛門 ●寺西直次郎代官所駿州志太郡笹間村下組上 河内御役人衆中	上河内の百姓代次郎右衛門女子清ん(26歳)が當村百姓太郎左衛門の妻と成る。ついでに、上河内の宗門人別帳から除外し、今後、當村の人別帳に書き入れるので、書替を願いたい、とする人別引取状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93
1139 D125	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・酉	書替一札之事	○駿州志太郡身成村名主:五郎右衛門 ●寺西直次郎代官所駿州志太郡笹間村:御役人 衆中	笹間村甚三郎の娘里う(24才)が身成村久助方へ縁組する願出があったので、當村の人別帳に加える。ついでに、笹間村の人別帳から除外してほしい、とする人別引取状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93
1140 D179	D 4	嘉永2年2月 (1849年)・己酉	宗門請込手形之事	○笹間村下組上河内組:峯叟院 ●笹間三井組:龍光院	龍光院檀家栗野山組要蔵の娘なつが峯叟院檀家一色村の作右衛門の妻となるので、請込願がきたので、承知した。ついでに、當午年より當院檀家と成るので、人別帳に書き加える、とする人別引取状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93
1141 D25	D 4	嘉永2年3月 (1849年)・酉	當酉宗門人別帳下書	○上河内組分:松兵衛扣 ●嶋田御役所	峯叟院の各檀家について、名前・家数等を挙げ、最後に家数22、人数154人(男80、女74)、去申御改増人4、減人14、飼馬3疋を記す。名主・組頭・百姓代の連名あり。	丁数20枚 (旧目録P74)	原 本	縦 帳	1	○	93
1142 D26	D 4	嘉永3年3月 (1850年)・戌	宗門人別御改下書	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、以下15 名連名 ●嶋田御役所:寺西直次郎	はじめに宗旨御改人別帳前書を記し、龍光院・峯叟院・光福寺・西方寺各檀家の名前・家数等を列挙、最後に家数99、人数649(男332、女316)、去る酉御改増人20、減人8、龍光院409、峯叟院158、光福寺51、西方寺31(龍光院他無住)を挙げ、名主松兵衛以下15名の連名あり。	丁数83枚 (旧目録P74)	原 本	縦 帳	1	○	93
1143 D127	D 4	嘉永5年2月 (1852年)・子	書替一札之事 (包紙入り)	○伊久美村小川組名主:甚左衛門 ●笹間村下組:御役人衆中	笹間村の清右衛門養子えん(23歳)が小川組喜平方より養子となっていたが、不縁により親元にもどることとなった。ついでに、伊久美村の人別帳に記載するので、笹間村の人別帳から除外してほしい、とする人別引取状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93
1144 D128	D 4	嘉永6年2月 (1853年)・丑	書替一札之事 (包紙入り)	○小川村:甚左衛門 ●上河内村:御役人衆中	上河内村藤右衛門の娘よ志(26歳)が小川村喜平の嫁となった。ついでに、當午年人別帳に書き加えたいので、上河内村の人別帳から除外されたい、とする人別引取状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
1145 D28	D 4	嘉永6年3月 (1853年)・丑	當丑宗門人別帳下書	○駿州志太郡笹間村下組村名主:松兵衛、組頭 甚三郎、百姓代次郎右衛門 ●嶋田御役所	峯聖院の各檀家・家族数等を列挙し、最後に家数22、人数157(男84、 女73)、去子御改増人4、減人6、銅馬3疋を記し、名主松兵衛・組頭甚 三郎・百姓代次郎右衛門の連名あり。	(旧目録P74)	原 本	状	1	○	93
1146 D129	D 4	嘉永7年2月 (1854年)・寅	宗門書替一札之事 (包紙入り)	○大草太郎左衛門代官所 駿州志太郡伊久美村 白井;名主:三郎右衛門 ●同代官所同国同郡笹間村下組御役人衆中	貴村笹間村下組百姓源七女子あさ(23歳)が当村伊久美村白井の百姓 源七方へ縁組内談、戸年寅より当村伊久美村白井の人別帳に加えるの で、貴村人別帳から除いて欲しい、とする宗門引取状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93
1147 D29	D 4	安政2年2月 (1855年)・卯	当卯宗門人別状	○俊秀志太郡笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚 三郎、百姓代:治郎左衛門 ●嶋田御役所	禅宗洞雲寺末峯聖院の檀家構成を記載する。記載事項最後尾にその 集計あり、家数合22軒(内15軒高持、6軒無高、寺1)、人別156人(内 男84人、女72人)、去る寅年の改めに増人4人(男2人、女2人、出生)、 減人3人(男2人、女1人死亡)、差引女1人増、とある。	丁数20枚 (旧目録P75)	原 本	堅 帳	1	○	93
1148 D30	D 4	安政3年2月 (1856年)・辰	当辰宗門人別帳	○駿州志太郡笹間村名主:松兵衛、組頭:甚三 郎、百姓代:治郎右衛門、 ●嶋田御役所	藤枝宿禅宗洞雲寺末寺峯聖院(無住)の全檀家の家族構成を記載す る。最後尾にその総計として、家数合22軒(内、15軒高持、6軒無高、寺 1金)、人別合153人(内、男83人、女70人、去る卯年改め:増人5人 (内、男2人他所より入る、男2人出生、女1人出生、減人8人(男2人他 出、男1人巡礼、男2人病死、女1人巡礼、女2人病死)、差引5人減(内 男3、女2)。	丁数20枚 (旧目録P75)	原 本	堅 帳	1	○	93
1149 H5	D 4	安政5年正月 (1858年)・午	宗門送り一札之事	○伊久美村小川組名主:甚左衛門 ●笹間村下組上河内御名主御中	伊久美村の甚左衛門の娘り(18才)が笹間村下組松兵衛の養女として 帰村に転出する。よって当村の年別帳より除外する、貴村の人別帳に加 えて欲しい、とする人別送状。	(旧目録P77)	原 本	状	1		
1150 D32	D 4	安政5年3月 (1858年)・午	宗門人別御改帳 (名主松兵衛扣)	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、同伊左 衛門、同新太夫、同利兵衛、同太郎右衛門、同甚 左衛門、同作左衛門、同藤太夫、同次郎兵衛、他 組頭5名、百姓代3名連印、 ●大草太郎左衛門兼嶋田御役所	本帳面の内容後世は以下の通り。①宗旨人別帳前書、②旦那寺別に檀 家構成を記載、③各寺院の本末寺関係と各寺旦那人別合計を記載、即 ち、龍光院(懸川宿禅宗真如寺末)、人別合計413人、峯聖院(藤枝宿 禅宗洞雲寺末)人別合計157人、光福寺(谷稻葉村禅宗心岳寺末)人 別合計52人、西方寺(本末は光福寺と同じ)、人別合計33人。	丁数97枚 (旧目録P75)	原 本	堅 帳	1	○	93
1151 D33	D 4	安政5年3月 (1858年)・午	御除地人数御改帳 下書	○笹間村下組百姓代:次郎右衛門、組頭:甚三 郎、名主:松兵衛 ●大草太郎左衛門兼嶋田御役所	笹間村下組人別合655人(男346、女306、僧3)。除地の寺1ヶ寺:龍 光院=僧3人、除地の寺6ヶ寺=無住、御朱印地・除地社家・修験・寺社 領百姓はなし、と報告する。	丁数3枚 (旧目録P25)	原 本	堅 帳	1	○	93
1152 D132	D 4	文久2年正月 (1862年)・戌	宗門送一札之事	○志太郡笹間村下組名主:松兵衛 ●身成村八坂組役人中	当村笹間村下組の三郎右衛門の娘つき(23才)が貴村身成村八坂の権 右衛門の嫁として縁組、よって当村の人別帳から除外するので当成年よ り貴村の宗門人別帳に加えて欲しい、とする宗門送状。	(旧目録P77)	原 本	状	1		
1153 D133	D 4	文久2年正月 (1862年)・戌	宗門送り一札之事 (包紙入り)	○志太郡笹間村下組名主:松兵衛 ●同郡身成村役人中	当村笹間村下組の善右衛門の娘りよ(21才)が貴村身成村久右衛門の 嫁になる。よって当村人別帳よりこの者を除くので、貴村人別帳に加入を 願う、とする人別送状。	(旧目録P77)	原 本	状	1	○	93
1154 D35	D 4	慶應3年3月 (1867年)・卯	家数人別増減帳 下書	○笹間村下組百姓代:次郎右衛門 ●記載なし	家数合計99軒(66軒高持、26軒無高、7軒寺、人別合計681人(男3 68、女311、出家2)、増人20人(内、出生10、他より入り10)、減人9人 (死7、他出2)、差引増人11人(男8、女3)とある	丁数3枚 (旧目録78)	原 本	堅 帳	1	○	93
1155 D74	D 4	慶應4年2月 (1868年)・辰	当辰宗門人別御改帳下 書 上河内組	○記載なし ●記載なし	禅宗峯聖院の宗門人別帳である。上河内村総人数163人(男88、女7 5)、名主松兵衛家は男9、女8、下男下女(10人)とある。大平村70人 (男3、女32)、高日向66人(男33、女33)、日向27人(男12、女15)、 大森65人(男39、女26)、西向58人(男31、女27)、栗之山117人(男 64、女53)、三井121人(男62、女57)、総合計687人。	丁数11枚 (旧目録P75)	原 本	横 帳	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1156 近D502	D 4	明治2年3月 (1869年)・己巳	家数人別増減帳 下書	○笹間村下組百姓代:治郎右衛門、組頭:基三郎、名主:松兵衛 ●鳩田御役所	家数合:99軒、内66軒高持、26軒無高、7軒寺、人別合687人、内、男366、女319、出家2、増人:男・8人出走、他より入り1、女・5人出生、5人他より入り、減人:18人。内、男・2人他へ出る、7人病死、女・2人他へ出る、7人病死、差引:女1人増、と記載。	(旧目録P98)	原 本	豎 帳	1		
1157 近D503	D 4	明治3年8月 (1870年)・午	八十歳以上書上帳 志太郡笹間村下組	○(笹間村下組 ●静岡郡政役所)	笹間村下組の80才以上の人数は次の通り、男10人、内、男6人、女4人、なお名主新太郎の母かつ87才は、去る巳6月病死する。	丁数5枚 (旧目録P98)	原 本	綴 り	1	○	93
1158 近D504	D 4	明治4年3月 (1871年)・未	八十歳以上之者書上帳	○笹間村下組名主:松平、組頭:基三郎、百姓代: 次郎作 ●郡方御役所	80才以上:8名。内:男6、女2名、去午年病死した者:3人(全て女)。	丁数4枚 (旧目録P98)	原 本	豎 帳	1	○	93
1159 近D513	D 4	明治5年正 (1872年)・申	副戸長名前控帳	○岡野谷松平 ●記載なし	諸々の内容から、村名、組名、氏名、続柄、宗旨、社寺名等が記載される。	(旧目録P98)	原 本	綴 り	1		
1160 近D510	D 4	明治5年11月 (1872年)・壬申	記載なし (各村内人別改め)	○記載なし ●記載なし	60区志太郡内の堀ノ内村・老町河内村・下泉村・地名村・笹間村・身成村・笹間渡村・田口村・笹間村下組・笹間村上組における各月の出生・病死者の名と増減・縁組送籍等につき、詳細を記す。	丁数21枚 (旧目録P98)	原 本	豎 帳	1	○	93
1161 D139	D 4	寅3月	覚 (笹間村下組の村高・家 数・人数)	○駿州志太郡笹間村下組名主:松兵衛、組頭:基三郎 ●御代官:小笠原信助當分御預所柴田左文、小橋源右衛門	寅3月、村高249石7升、家数98軒、人数598人(男311、女286、出家1、女馬3疋、牛0)、男311人の内訳(34人60歳以上、83人15歳以下、35人足弱病人、16人村役人)等、詳細を記す。	(旧目録P78)	原 本	状	1	○	93
1162 D162	D 4	卯年	覚 (人数増減)	○記載なし ●記載なし	卯年の人数増減・人名を挙げる。増人10人(男4、女6)、減人1人(女1)、付かへ女1(八五郎より惣左衛門へ)とある。	(旧目録P79)	原 本	状	1		
1163 D146	D 4	辰・正月20日	記載なし (宗門人別帳差出の触 書)	○下組帳元 ●大森・西向・大平・三井・高日向・日向・栗野山 組々:御役人中	先日触れ出した當戻の宗門人別帳につき、早々に認めて、来る25日までに帳元方へ提出されたい、と記す。	(旧目録P78)	原 本	状	1		
1164 D207	D 4	巳	覚 (人別増減報告)	○高日向:新右衛門 ●記載なし	宗門人別の減4人、増1人の名前と病死・縁組・出生につき、詳細を記す。出生は、新右衛門孫、去年8月出生と記す。	(旧目録P78)	原 本	状	1		
1165 D142	D 4	9月13日・未	記載なし (奉公人尋に月出頭願 令)	○紺屋町:御役所 ●笹間村名主・組頭	笹間村高日向組の百姓助太夫仲直人は、藤枝宿長楽寺町善太郎方に奉公しているとのことで、尋ねたいことがあるので、父助太夫・村役人差添で16日までに出現するように、と記す。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
1166 D143	D 4	申	記載なし (出生書付)	○記載なし ●記載なし	當申8月30日、栗野山組の児玉分吉・きさきの3女さよが出生、と記す。	(旧目録P79)	原 本	状	1		
1167 D159	D 4	戌年	戌年宗門	○記載なし ●記載なし	戌年宗門について、三井・高日向・日向・栗野山・上河内・大森・西向・大平各組の家数・男女別人数、惣家数98軒(高持66、無高27、寺7)・惣人数589人(男305、女283、僧1)、且那訳(龍光院370人、奉安院144人、光福時49人、西方寺27人)を記している。	(旧目録P79)	原 本	状	1	○	93
1168 A126	D 4	7月23日	書状 (宗門書替願)	○笹間渡村:次郎左衛門 ●岡野谷様	此の度の御役所御用については、難しいと記す。そして、岩吉から預かっている證文について、日向の伝兵衛が言うには、證文を私方に返さなければ宗門書替を渡さないとのこと。この證文を渡すので、宗門書替をお願いしたい、と記す。	(旧目録P91)	原 本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦()・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 厚区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号	コ ピ ー 保 管
1169 X168	D 4		11月9日	書状(包紙入り) (欠落の詫びと免許状送付の依頼)	○江戸小田原町:清五郎 ●上耕地村御名主:松兵衛	當夏中、国元を欠落し、申訳なく思っている。日本橋小田原町一丁目伝兵衛方に奉公しているので、どうか免許状を送っていただきたい、と記す。	(旧目録P308)	原 本	状	1			
1170 D226	D 4		11月15日	書状(包紙入り)	○秋葉山互善院 ●上河内村:松兵衛	3年前、熊切村八太夫長百姓の一人が失踪、探索の結果、上河内で御世話になっているとのこと。迎えに人を差し向けるので、この者をお返し願いたい、と記す。	(旧目録P97)	原 本	状	1			
1171D 218	D 4		記載なし	(人別改め、前後欠落)	○欠 ●欠	高日向の六右衛門女2、西向の長五郎女1、大平の長八女1、大森の庄左衛門女1、名前・年齢・子供有を記す。	(旧目録P94)	原 本	状	1			
1172 D291	D 4		記載なし	(包紙入り、人別増減書上げ)	○西野平藏 ●上河内:岡野谷松兵衛	増人19人、減人9人について、男女別に死亡・縁組・出生等を記載、差引増人男8人(女増減差引0)とあり、ついでその旦那寺(龍光院・峯双院・光福寺)を示す。	(旧目録P79)	原 本	状	1			
1173 D268	D 4		記載なし	(断簡、人別増減)	○記載なし ●記載なし	5名分の養子・出生等を記す。	(旧目録P79)	原 本	状	1			
1174 D37	D 4		記載なし	(人別・柿木数改め)	○記載なし ●記載なし	居屋ごとに男女人数・年齢等を改めて合計49人、波柿7本を書上げている。	(旧目録P79)	原 本	状	1	○	93	
1175 D161	D 4		記載なし	送り一札之事 (下書)	○記載なし ●記載なし	當村由右衛門の46歳男子が御村百姓佐平方の縁組となり、當村人別帳から除く、と記す。	(旧目録P77)	原 本	状	1			
1176 D187	D 4		記載なし	宗門送り一札之事	○記載なし ●記載なし	當村百姓利兵衛次男嘉平(29歳)が貴村百姓吉左衛門婿に内談、當村人別帳より除く、と記す(後欠)。	(旧目録P77)	原 本	状	1			

分類:E-1 諸産業一農業

1177 F105	E 1		文政2年正月吉日 (文政二年)・卯	農具通	○鎌治屋与左衛門 ●上耕地村:姿(松)兵衛	豚、その他、葉等も小売していたと思われる。煎湯58、丸約包、粟礼金200疋、御祝儀南鐘1つ等あり。(変色、虫喰あり)	(旧目録P136)	原 本	横 半 帳	1			
1178 E87	E 1		文政6年11月 (1823年)・未	覚	○記載なし ●上河内村御帳元様	笹間村下組8ヶ村毎の金子を列挙し、最後にまとめて代金を確かに受取った、と記す。	(旧目録P105)	原 本	状	1			
1179 E70	E 1		天保6年2月19日 (1835年)・未	乍恐以書付奉申上候	○(笹間村下組):新左衛門・六郎右衛門・五郎右衛門・次郎左衛門・九郎右衛門・松兵衛・六郎左衛門・四郎左衛門 ●紺屋町御役所	私共の村(笹間村下組)は、樞山中焼畑作のみで、粟・稗の他、雑穀の作付けができない材柄であるので、芋の播種き付け二つでは、お許しいただきたい、と申出ている。	(旧目録P107)	原 本	状	1	○	93	
1180 E18	E 1		弘化3年4月 (1846年)・午	茶摘日雇日記 (上河内村岡野谷氏)	○記載なし ●記載なし	4、5月における茶摘日雇について、男女9人(与左衛門・茂吉・かの・平左衛門・しま・清八・あん・さよ・ふで)の働き状況を、休・不参等と記す。	丁数5枚 (旧目録P282)	原 本	横 帳	1	○	93	
1181 L469	E 1		嘉永元年4月 (1850年)・申	茶摘日雇日記帳(岡野谷氏)	○記載なし ●記載なし	茶摘のための日雇の書面。(上部欠損)	(旧目録P282)	原 本	横 帳	1			

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1182 E19	E 1	安政4年4月 (1857年)・巳	巳新茶手ま帳	○記載なし ●記載なし	○△□で仕事内容を日にち毎に区別し、最後に賃金合計を記載している。記載内容に精粗の差はあるが延べで16人の記載がある。	丁数13枚 (旧目録P282)	原本	横帳	1	○	93
1183 E20	E 1	安政4年4月 (1857年)・巳	巳新茶葉撰帳	○記載なし ●記載なし	覚:「4月23日2貫50匁、おはる。同 1貫680匁、おたき、……」、など速記し、処々にその合計金額を示している。なお、この茶葉選びに携わっているのは全て女性である。	丁数20枚 (旧目録P282)	原本	横帳	1	○	93
1184 L864	E 1	(安政4年)閏5月18日 (1857年)・巳	覚	○松兵衛 ●吉兵衛	4月5日入り、閏5月14日まで、茶前14人、茶摘み16人、茶拾い22人、この金計1分2朱と1貫600文、とある。	(旧目録P283)	原本	状	1		
1185 F181	E 1	安政4年 (1857年)・巳	種物惣貸日記 安政4年巳中秋改置	○岡野谷松兵衛 ●記載なし	安政・万延・文久年間の、米・麦・大豆・小豆・そば等の種物の貸付状況を記載。村名、人名、数量、月日と共に、凡そ100件を記載する。	(旧目録P178)	原本	横帳	1		
1186 E21	E 1	安政6年4月 (1859年)・未	末摘取干上日記 手茶	○岡野谷氏(裏奉仕) ●記載なし	覚:「4月5日分、4貫100匁、あぶり込み、奥山」、「同6月分、4貫700匁、同同」、という書き方で展開する。処処で小計を算出している。	丁数12枚 (旧目録P283)	原本	横帳	1		
1187 F16	E 1	安政6年夏 (1859年)・未年	うるしや出入覚	○佐太郎 ●記載なし	6月23日より27日までと8月の米を携いた量と携き賃を記録する。	丁数4枚 (旧目録P139)	原本	横帳	1		
1188 L14	E 1	文久3年3月 (1863年)・亥	新茶揉揚帳	○岡野谷松兵衛 ●記載なし	3月22日から4月15日迄の新茶揉み上げの覚え、1日約4〜5貫を仕上げている。	丁数8枚 (旧目録P283)	原本	横帳	1		
1189 L479	E 1	7月 ・未	仕切	○多吉 ●岡野谷	茶園管理費の内容を記載する。	(旧目録P287)	原本	状	1		
1190 E96	E 1	6月29日	仕切 (春子推茸)	○小田原屋長兵衛 ●岡野谷松兵衛	春子推茸仕切書、ノ831匁2分、金11兩と57匁7分、とある。	(旧目録P103)	原本	状	1		
1191 F674	E 1	8月9日	書状 (借用願い)	○笹間渡:市川 ●上河内村:岡野谷	度々の借用で申訳けないが、麦1俵をお貸し願いたし、との文意。	(旧目録P180)	原本	状	1		
1192 E95	E 1	8月16日	し切 (春子推茸)	○小田原屋長兵衛 ●岡野谷松兵衛	春子推茸3月〜4月の仕切書、ノ2貫802匁7分5厘、金23兩と7分6厘、とある。	(旧目録P102)	原本	状	1		
1193 F679	E 1	閏8月9日	覚 (荷籠の代金の件)	○二又:平四郎 ●上川内:岡野谷松兵衛	4月8日、荷籠30枚、28日同35枚、計65枚、内、35枚代金2ノ302文、内金1分請取、この銭3ノ700文、以上請取済み、とある。	(旧目録P166)	原本	状	1		
1194 E98	E 1	10月3日	書状	○奥州屋:仁左衛門 ●上河内:岡野谷松兵衛	新小豆の手作分、売り物にするならば当方へ送って貰いたい。米でも麦でも同様に送ってもらいたいとある。	(旧目録P181)	原本	状	1		
1195 C607	E 1	11月8日	覚	○三 ●上	穀物充渡数量:9斗桑右衛門分、5斗4合・4升9合・8升7合、弥太郎・茂吉分	(旧目録P181)	原本	状	1		
1196 C625	E 1	記載なし	曾部種覚	○記載なし ●記載なし	蕎麦種確保の覚、午・未・申・酉……の11年分、他に各種雑穀収穫高を記載する。	(旧目録P107)	原本	綴り	1		
1197 E110	E 1	記載なし	覚 (釋他部落預かり)	○記載なし ●記載なし	釋外、きやらふ、くさき預かり、その村は、三井、高日向、日向、栗野山、上川内、大森、西向、大平の各組で、その計:釋5国5斗8升3合、きやらふ1ノ600匁、くさき1ノ600匁、とある。	(旧目録P107)	原本	状	1		

分類:E-2 諸産業-小作

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1198 F124	E 2	天保10年 (1839年)・亥	貸渡申畑地書付之事	○地主・証人・借主・証人 ●開発作人誰分	持高の内、宇細島の畑地は先年の洪水により川成りとなす、この開発はこれまで難儀して来たが、この度貴方が開発すると言う事で、當亥年より内借ということで10ヶ年季で渡す事となる。これに付き、當年3ヶ年は無年貢とし、後の4ヶ年より米作で私方へ納め、それ以後は豊凶に関らず作米納所へ納入の事、とする畑地貸渡書。	虫喰あり (旧目録P190)	原 本	状	1	○	93
1199 F28	E 2	慶應4年7月 (1868年)・辰	借用申金子證文之事 (包紙:「證文老通」)	○借主:笹間村上河内村;松兵衛、証人:同所甚三郎、証人:身成村五郎右衛門 ●嶋田大津路:籠屋平左衛門	金50両也、これは私、諸入用に差支え、借用。来る已6月限り元利揃え返済する。質物は字とい口の杉山1枚。若し返済滞る場合、この質物を売却しても金子とり揃え返済することを約す、とする借用證文。	(旧目録P129)	原 本	状	1	○	93
1200 Z16	E 2	記載なし	断簡 (米小割)	○欠 ●欠	田畑の小作人が作物を地主に納入す時の控書、前欠文で……44番〜50番までの合計209俵が納入されている。小作人も下方に記載される。	(旧目録P325)	原 本	状	1		

分類:E-3 諸産業-入会

1201 E64	E 3	安永3年3月11日 (1774年)・午	山論談内済取扱之事	○名主:甚左衛門、組頭:赤右衛門、外3名、五人組頭・百姓代、五右衛門外4人、 藤枝間屋・嶋田宿扱人、大間・山中・中平・二俣村各名主の扱人の奥書あり。 ●記載なし	論争の場所は、弥左衛門が自分だけの所持山と心得ていた場所が他の組合では入会山と認識されている所である。結局近村の名主達(中平・二俣・大間・山中の各村)が話し合う。しかし懇談ならず、弥左衛門は嶋田宿の松右衛門に依頼し、又藤枝吹屋町嘉右衛門にも相談する。こうして、紆余曲折の結果、筆談内済なり、5ヶ条の覚取り交わされ、弥左衛門所持地が確認された。	サイズ:114×27 cm (旧目録P26)	原 本	状	1	○	93
1202 D88	E 3	安永5年10月25日 (1776年)・申	無双連山押売買二付惣百姓一味連判之事	○三井百姓15名、高日向百姓7名、日向百姓6名、乗の山百姓11名、上河内百姓20名、大森百姓7名、西向百姓9名、大平百姓8名、右組頭:次郎右衛門、百姓代:長左衛門(人名略)、奥書:三井名主:伊左衛門、高日向名主:新右衛門、乗の山名主:太郎右衛門、上河内名主:松兵衛、大森名主:作左衛門、西向名主:藤太夫、大平名主:治郎兵衛、 ●記載なし	笹間村惣郷で山年貢を上納して来た無双連山、その山売りの節は笹間郷中の百姓方へ代金の割合があるものと期待していた。しかし饒元六郎左衛門より一向に沙汰なし。それ故名主中相談の上、山吟味したところ、大げやきその外切り荒らされていたことが分った。その上代金も支払われないので、役所へ代金請取りに付き訴える。どうかご慈悲をお願いしたい、という連判状である。	長さ:385cm (旧目録P26)	原 本	状	1	○	93
1203 D87	E 3	安永5年10月25日 (1776年)・申	無双連山相売二付惣百姓一味證文之事	○三井百姓16名、高日向百姓7名、向百姓6名、乗の山百姓11名、上河内百姓21名、大森百姓7名、西向き百姓10名、大平組頭:惣兵衛、外7名、安永5年12月25日付けにて、三井外8ヶ村の奥書あるも村名不記載。 ●記載なし	無双連山は三井組ほか8ヶ村の入会山だ。それを日掛の市郎左衛門、二又の藤太夫、石上村の六郎左衛門は郷中百姓に相談もなく、駿府の口入やを通して安西の材木屋長左衛門に同山の材木を売る。しかしその代金の郷中百姓への差渡しはない。上記3人が自分のものにしたのではないが、このこと奉行所の訴書をもって直訴する。	顔面上部に破損、 欠字あり。 (旧目録P26)	原 本	状	1	○	93
1204 E34	E 3	安永6年5月 (1777年)・酉	為取替内済證文之事 (無双連山立木売買済口證文)	○笹間村の内(笹間村下組)訴訟方:三井・高日向・日向・栗野山・上河内・大森・西向・大平の各名主(略)連印、 ●笹間村の内相手方(笹間村上組):石上・栗原・二又・久野・日掛・薄平・上平の各名主(略)連名	無双連山の売りに付き、笹間村15ヶ村が2つ(上組7ヶ村、下組8ヶ村)に割れて争い、双方決着が付かず、裁判沙汰になった。この程内済成立、その経緯が記載される。その結論は、「今後無双連山の立木を売る時は15ヶ村で話し合つて売る事」とした。又代金は公平に分配することである。	(旧目録P26)	原 本	状	1	○	93
1205 E67	E 3	寛政12年4月 (1800年)・申	相渡申口書事 (無双連山出入の事)	○上組名主惣代:六郎左衛門 ●下組御横元:松兵衛	川根・青部村より出入りに付き、今後どんな大変なことも私共組合一致団結して事に当る」という一札を指出したもの。	(旧目録P95)	原 本	状	1	○	93
1206 E78	E 3	(寛政12年)6月 (1800年)・申	乍恐以書付御訴訟奉申上候	○笹間村(上・下組)両組願人名主:松兵衛・六郎左衛門、与頭:藤兵衛・甚三郎、百姓代:藤太夫・次郎右衛門 ●嶋田御役所	笹間村入会山(貼紙=笹間村百姓持山)へ青部村の者が入り込み、立木切り取りをする、その理不尽なやり方に笹間村が抗議、訴えたもの。その入会山とは無双連山のことで、もともと天明8年より12年間青部村の善三郎に立木切り取り売却を認め、その替わり6両を賣うこととしていた。その期限が切れて、去る未年に同様の条件で再び申し込んで来た。しかし今度はこれを認めなかった。ところが青部村は無断で入山し植木換を引き入れ、不法にも立木切り取りを始めた。この押領を訴えたもの。	(旧目録P27)	原 本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1207 E68	E 3	寛政12年8月 (1800年)・申	覚 (無双連山郷中入会山の事)	○笹間村上組帳元:六郎左衛門 ●同村下組帳元:松兵衛、高日向名主:新右衛門	無双連山郷中入会山宇字大山はこの度川根青島村と出入りとなり、嶋田郷宿衆の取扱で内済した。その済口證文并絵図面共に本紙當方に預かる。	(旧目録P27)	原本	状	1	○	93
1208 E13	E 3	寛政13年正月 (1801年)・酉	無双連山論諸入ヶ帳	○記載なし ●記載なし	無双連山の出入りで費やした費用を「覚」・「寄銭覚」・「小使入錢」など、それぞれ個別にまとめた横帳面を一括して綴じたもの。	丁数10枚 (旧目録P27)	原本	横帳	1		
1209 E40	E 3	文政6年12月 (1823年)・未	山論扱為取替證文之事	○論人:栗之山村太郎右衛門、笹間渡村惣代次郎左衛門。扱人名主:上河内村松兵衛、地名村庄兵衛、伊久美村甚左衛門、身成村七郎左衛門、石上村六郎左衛門、三井村伊左衛門、栗ノ山村三郎左衛門。小作惣代市左衛門 ●上河内村帳元:松兵衛	「しんない山」をめぐる栗野山の太郎右衛門弟民五郎と笹間渡村とがその所要をめぐる論争を起こした。きっかけは栗野山の民五郎がこの山に入り込み椎茸木を切り取ったことである。これに笹間渡村は異議を唱えたことより論争が始まる。両者共過去の証拠書類(笹間渡村は反別帳を、栗野山太郎右衛門は年季売證文)をたてに主張し争論となる。結局扱人名主の仲介により双方入会地としてその利用方法を定めてこれを記載している。	別添:入会地の境を示した絵図、その下書きと思える絵図がある。 (旧目録P26)	原本	状・絵図	3	○	93
1210 E42	E 3	天保7年3月 (1836年)・申	奉差上済口證文之事	○伊久美村小河組与頭:弥左衛門、訴訟人:百姓代佐次右衛門、相手:惣七、組頭:藤右衛門、同惣太夫。扱人:曲金村久左衛門、嶋田宿古作 ●紺屋町御役所	伊久美村小河組組頭弥左衛門より、同組惣七宛て出訴の山論一件、立会人により内済した。その内済主意を記したものの、即ち、菩提山惣七所持の内、一ヶ所、惣小前を養うために入会山を差しだすことで内済する。	(旧目録P96)	原本	状	1	○	93
1211 D238	E 3	3月21日・申	書状 (無双連山の事)	○上組帳元:六郎左衛門 ●下組帳元	先達で相談した無双連山のこと青部村に申し越した処、返事には及ばないとの口上を頂いた。これにより来る25日郷中両組名主立会相談したいので、貴村の組も日限に間違なく我等方へ立会願いたい。	包紙あり、三井の伊左衛門宛で、1通は上河内へお届け願うとあり。 (旧目録P27)	原本	状	1	○	94
1212 D240	E 3	6月12日 ・申	書状 (包紙入り)	○上組名主、石上村:岡村六郎左衛門 ●下組帳元、上河内村:岡堂谷松兵衛	夫食改役人の回村の件、間違いないか否かはつきりしない。それから無双連山のこと来る17日には赴く積つもり、貴方もそうしてもらいたい。今度は三井組名主伊右衛門同道される。先ずは日限報せまで。	(旧目録P27)	原本	状	1	○	94
1213 D241	E 3	9月24日 ・申	書状 (包紙入り)	○上組帳元名主:六郎左衛門 ●下組帳元上河内村:松兵衛	先達でお話のあった無双連山見分の事、延引になった。そして当方寄合で相談した結果、10月1日にしたいということになったので、このことお知らせする。委細面談の折に。	(旧目録P27)	原本	状	1		
1214 D242	E 3	9月 ・申	書状 (地所界について)	○石上村:岡村六郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	無双連山入会の場所、界目について、何れ日取りを伝えるのでよろしく、とある。	(旧目録P27)	原本	状	1		
1215 E83	E 3	10月17日 ・申	急状 (無双連山小見分に付寄合之事)	○三井、高日向、日向、栗ノ山 名主・組頭・百姓代 ●大平・西向・大森・上河内村:岡野屋松兵衛	無双連山の相談状について上組から返事が無い。三井組など4ヶ村が寄合、返事がどうなっているのか話合った。いまだに何の吟味もないようでは村々が困るだろうから、早々に吟味して欲しい。明日上河内村帳元へ小前百姓が寄合い願いますのでその心つもりをしてほしい、と告げる。	(旧目録P27)	原本	状	1		
1216 D243	E 3	10月18日 ・申	書状 (無双連山の件)	○石上村:六郎左衛門 ●上河内村下組御帳元	無双連山のことで色々間違いが起こり、貴方にも御世話かけ、未だに尋明けならず、気の毒に思う。この揉め事も延び延びになっているが、なかなか決着せず組名主に掛けあいたいのだが、名主が出府中で寄合も延引となっている。貴方へはいずれ返事を差上げる、と現状を伝える。	(旧目録P27)	原本	状	1	○	94
1217 D244	D 3	11月4日 ・申	書状 (無双連山の事)	○三双村:白井伊左衛門 ●上河内村:岡堂谷松兵衛	無双連山の事であつた又より私宛てに申し越あり、それによると無双連山は上・下仲間山であるのに、こちらに相談なしに下組一円に代金の高まめで決めているとの噂、下組はこれをどのように考えているのか、その訳を承りたい、として、上組下組一統、寄合したいので、あなたも急ぎ触れ状を廻していただきたい、と伝えている。	(旧目録P27)	原本	状	1	○	94

分類:E-3 諸産業一入会

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1218 D245	E 3	11月6日 ・申	書状 (無双連山のこと)	○石上村:六郎左衛門 ●上河内村:松兵衛	無双連山のごことで先達で吉兵衛殿へ掛け合ったが、その後連絡が取れない。貴方から惣郷の寄合をすると伝えて欲しい、明日7日、郷中の名主、組頭が三井組の作左衛門方で寄り合う。早朝よりお立会願う、と告げる。	(旧目録P27)	原 本	状	1	○	94
1219 D259	E 3	9月27日	書状 (包紙入り)	○地名村:美作庄兵衛 ●上河内村:岡野谷松兵衛	両村共に穏便に済まされるよう願っている。大境のことは皆様立会の上、未ずえまで出入り等無きように、とある。	(旧目録P96)	原 本	状	1		
1220 D260	E 3	10月16日	(無双連山・境界のこと)	○名主:八左衛門、百姓代:孫太夫 ●岡野谷松兵衛	無双連山、山地の境界がはっきりせず、百姓、村役人が集り相談、帳元へ相談するも分らない。又下組合中はどうに思っているのか、相談の御世話を願う、と言う依頼状。	(旧目録P28)	原 本	状	1		
1221 X175	E 3	12月26日	書状 (無双連山売買のこと)	○次郎右衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	入会山の無双連山、府中へ売買となったのでご承知置き程、山代金は11両に定め、役人立会いの上、これを229軒に割合う。細部について言えば1軒につき248文づつ配分する、と知らせる。	紙面下部に紫色、破損。 (旧目録P309)	原 本	状	1		
1222 E79	E 3	記載なし	内済議定証文之事	○志太郎伊久美村小川組:弥左衛門、外その組下10名、嶋田宿名主:古作、取扱人曲金村・川辺村・駿府郷宿浅田屋等15名連印(略) ●岸本十輪御役所	小川組名主甚左衛門が退役、後病死に付き甚左衛門の悴恵七を組頭にさせたいということだが、同組の弥左衛門がこれに反対、その訳は恵七が村方入会山の一部を立林にしているの、焼畑や萱場の地が狭くなった。そんな人を組頭に認められない、ということだ。そこで、小川組入会山を検分し、その結果恵七持山内でも村方入会山とすべき場所を指定、それから恵七持山と弥左衛門持山の境を明確化するなど、5ヶ条の定を決め内済となった。	(旧目録P26)	原 本	状	1	○	94
1223 E84	E 3	記載なし	山論出入扱証文之事	○記載なし ●記載なし	栗の山の太郎右衛門、笹間渡村のしんなし山の境のごことで論争、栗の山太郎右衛門弟民五郎がこの地で椎茸山切り込を行ったので笹間渡村がこれに抗議したのだ。このことがあって両村の利用の仕方が話し合われた。その結果今後は椎茸木や炭山等の売却代金は双方半分ずつ割り合って受け取る、ということで合意する。	(旧目録P26)	原 本	状	1	○	94

分類:E-4 諸産業一林業

1224 C397	E 4	元禄5年9月9日 (1692年)・申	(松木外雑木差上の事 大田あ孫太夫様上申ヶ 申候)	○記載なし ●記載なし	1、長20間、木数200本、内14、5本は松木、1尺より1尺5寸、外は雑木、このような書き方で4つ。以上小以4ヶ所、長48間、横35間、木数470本、内44本は松木、外は雑木、とある。	(旧目録P105)	原 本	状	1	○	94
1225 A99	E 4	正徳3年4月23日 (1713年)・癸巳	(山林伐採に付き申し届 くべき事)	○彦嶋作右衛門御代官所 ●記載なし	公儀の山林は言うまでもなく、例え百姓所持の山林でも獲に伐採してはならない。これは古来からの定法である。ところが近年村方普請時に、その普請に関係ない大木を切取る者ありと聞く。この無礼者を見つけたならば代官所に届け出ること。	(旧目録P6)	原 本	状	1	○	94
1226 E33	E 4	享保6年9月 (1721年)・丑	覚	○笹間村名主:太郎右衛門、与頭:忠右衛門 ●記載なし	笹間村惣百姓林、木数750本の松木、この伐数150疋、この内150本、伐30疋、は去る亥年に川下し実行した。残木600本の伐120疋は未だに川下していない。これを藤枝町の仙右衛門に売り渡す手筈であったが仙右衛門が断ってきた。この残木を何方へか償いしたく川下したい。このことお願いする。	(旧目録P105)	原 本	状	1	○	94
1227 E63	E 4	宝暦13年8月 (1763年)・未	相渡申木ノ子山証文之 事	○笹間村山売名主:六郎右衛門、同断:藤太夫、同断:市郎左衛門、同断孫右衛門、 ●瀬戸谷宮原村:弥兵衛	笹間村仲間の山「むそうれ」という山、村中相談の結果、御用きの子の木として雑木だけ、むそうれ山1巻、代金10両にて1作売り渡す。その木の子木伐採の年数は15ヶ年季と定める。又木の子の入れる箱とする木も柗、椈などは伐採してもよいこととする。	(旧目録P101)	原 本	状	1	○	94
1228 E66	E 4	寛政9年3月 (1797年)・巳	一札之事	○日影ノ山元:市郎左衛門 取持:栗原孫右衛門、 同:青裡吉兵衛 ●老町河内:五郎右衛門	この度我等の北の山「むそうれ」の谷の内、大多寺沢境の手下のひらにて貴方は椎茸木を伐り込んだこと、貴方の方から届けがあったので、栗原の孫右衛門の扱いによって、酒代として金1両を請取り落着した、その一札。	(旧目録P102)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
1229 F321	E 4	寛政9年3月 (1794年)・巳	一札之事	○日影山元:市左衛門、取持:栗原弥右衛門、同: 青徳吉兵衛 ●老丁河内村五郎右衛門	市郎左衛門等控の山、むすれ谷の内、大たり沢境の内、五郎右衛門の 椎茸木に伐込んだため、当方より届け出、弥右衛門を仲介として済口證 文を取りかわす。すなわち金1両を酒代として渡す。	(旧目録P105)	原本	状	1	○	94
1230 E36	E 4	文化3年3月 (1806年)・寅	取替一札之事	○下笹間竹志ま村:丹後、組頭:三郎兵衛、名主: 半左衛門、 ●出本惣代:次郎右衛門	大井大明神の森木に付き、氏子と称宜丹後の間で訴訟問題にまでなっ た。石神の六郎左衛門と三井組の伊上左組の仲介で内済となる。すな わち金2両を丹後に渡すことで決着。 笹間村上組の出本:次郎右衛門・長左衛門、證人、石上:六郎左衛門、 受取人:竹嶋の丹後、三井組の半左衛門の、同文の一札も同封。	(旧目録P96)	原本	状	2	○	94
1231 E69	E 4	文化4年2月29 (1807年)・卯	無双連山椎茸木売払事	○上組名主 ●下組帳元	無双連山椎茸木売払代金、立会相談にて、残り銭88貫372文、これ を次のように分割、すなわち上組:132軒、51貫22間、この金7両3分2 朱と258文、下組:88軒、95貫348文、この金5両1分と172文。	(旧目録P27)	原本	状	1	○	94
1232 E41	E 4	文政9年9月 (1826年)・戌	一作売渡申椎茸山證文 之事	○上河内村地主:松兵衛、山案内人:品右衛門 ●瀧沢村:林蔵	山代金15両、これは椎茸山の売渡し(当戊年より巳年まで8家年季)金。 期間中の椎茸木の外、薪、井子屋道具、その外入用の諸木、自由に伐 取ってもよい。ただ境目通りの内、小作持分があるのでこれは除く、とあ る。	(旧目録P102)	原本	状	1	○	94
1233 E43	E 4	天保9年4月 (1838年)・戌	出入取扱内済證文之事 (大井大明神森木売買出入争 喧)	○記載なし ●記載なし	丹後殿が一存で大井大明神の森林杉木を向谷村へ売り渡したというこ とで、出本の惣氏子から異議申立てがあった。しかしそのことは、寛政8年 の一件(椎茸木のこと)、文化3年の一件(森の杉木を藤枝の者に売った こと)と共に丹後殿一同連判して決済している。しかしながらこれより前の 貞享年中、田宮という者より13両2分で森を買ったという古い證文があ り、これは丹後一人のみの事件で公訴になった。今回の一件は2人の仲 介により丹後殿が6両3分、外は惣氏子で分けるということで決着を見 た。この取替書付である。	(旧目録P105)	原本	状	1	○	94
1234 E44	E 4	天保12年12月18日 (1841年)・丑	差出申議説一札之事	○笹間村下組帳元:松兵衛 外12名 ●帳元御役人中	日向組の内、字ぼん天山の椎茸等、一作の売渡代金80両、これを日向 組百姓へ全て割り渡した。しかしこれからは売渡代金がいかにほどになろう ともその代金を3つ割にし、その3分の2は利兵衛に3分の1は惣百姓に 渡すこととする。このこと枝郷名主の立会で決めたもの。	(旧目録P102)	原本	状	1	○	94
1235 E71	E 4	嘉永元年9月 (1848年)・申	乍恐以書付ヲ御届奉申 上候	○笹間村下組名主:松兵衛 ●嶋田御役所	この度紀州樺御用材として、蒲原宿の五左衛門と千頭郎の両人が 調達にやってくるので、当村内の三井組、高日向組、栗野山組、大 平組の百姓持山より松木を少々づつ売渡した。この事を報告したもの。	(旧目録P105)	原本	状	1	○	94
1236 E4	E 4	安政4年正月 (1857年)・巳	御尋に付産物類直段書 上帳 駿州志太郡笹間村下 組	○笹間村下組百姓代:治郎右衛門、組頭:甚三 郎、名主:松兵衛 ●嶋田御役所	笹間村下組の分、①煎茶184本、凡代金138両、1本に付き目方8貫40 0目入り、代金3分、②椎茸2本、代金57両2分、1本に付き1石6升入 り、代金2両2分、③外に、柿・白木・竹・椿などがある。椿は、村内にて厚 紙にする、茶の製し方に用いる。	(旧目録P101)	原本	堅帳	1	○	94
1237 E5	E 4	安政4年正月 (1857年)・巳	産業産物御尋ニ付申上 候下書	○「駿州志太郡役人三印、8ヶ村1冊にて差上申 候」とあり ●記載なし	産業産物・産物・小細工の売り出し高書上げの報告。煎茶・茶・椎茸・ 炭・柿等について、笹間村上・下組、笹間渡村・地名村・下泉村・鞆網 村・伊久美村・身成村の8ヶ村の数量とその代金が記載される。	丁数5枚 (旧目録P101)	原本	堅帳	1	○	94
1238 E12	E 4	安政4年正月 (1857年)・巳	乍恐以書付奉申上候 難形	○何村:百姓代兼・組頭誰・名主誰 ●嶋田御役所	村内の米穀の外の産物類、産業小細工・増物等の1ヶ年の売り出し高を まとめて報告せよ、とのお触書が寄せられた。各村滞り無きようみ、とし て、白木・竹・椿・紙・柿を、の対象として挙げている。筏乗り(何人)もあ る。	(旧目録P101)	原本	綴り	1		
1239 C599	E 4	文久3年8月 (1863年)・亥	奥山 人足	○岡埜谷松 ●記載なし	亥 連れ人足 1人し付き124文、友吉7人分の代872文、この金2朱1 60文、この外、夫々の連れ人足賃を書上げる。途中で名前のみで、人 足賃は書上げず。	(旧目録P140)	原本	横帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1240 F183	E 4	慶応4年4月 (1868年)・卯	記載なし (覚)	○記載なし(岡野谷松兵衛) ●記載なし	「おぼえ」として、4月13日、と:1貫440匁、平七:1貫190匁、新平:1貫360文目、ノ5貫450匁。以下、5月6日まで記載する。品目は不明。	丁数9枚 (旧目録P311)	原本	横帳	1		
1241 F475	E 4	5月 3日 ・子	覚 (椎茸精取の覚)	○越前屋治平(藤枝上伝馬町) ●岡野谷松兵衛	3月6日より4月4日まで椎茸4本、ノ750文、これ確かに受け取る、とある。	(旧目録P143)	原本	状	1		
1242 E85	E 4	5月27日 ・子	覚 (荷筥之事・書付)	○二又:平四郎 ●上川内:岡野谷松兵衛	荷筥25枚、使い:舟八。25の荷筥を常八を使いとして届ける、という覚書。	(旧目録P107)	原本	状	1		
1243 F191	E 4	5月17日 ・卯	乍恐以書付奉願上候 (材木代金遣込み一件)	○道悦嶋村訴訟人:伊三衛門、親類差添人:茂七、名主:藤藏 ●嶋田御役所	訴訟人伊三衛門は岩吉の世話で材木諸色代金20両を岩吉へ預けておいた。ところが山主の常蔵から、山代金を支払ってくれないのでこれが済むまでは山利用は留めると言ってきた。驚いて調べたところ、金70両3分、銀694文が岩吉の使い込みと分った。このことで岩吉の兄伝兵衛や初五郎に掛け合せて貰うも兄弟馴れ合いで埒が明かない。公儀のご威光で滞金を渡してくれるように取計り願いたいと嘆願したもの。	(旧目録P96)	原本	状	1	○	94
1244 E94	E 4	3月29日 ・辰	私信	○平右衛門 丹原方 ●上河内村:岡野谷	竹の緒勘定に関する書状である。	(旧目録P106)	原本	状	1		
1245 E47	E 4	正月23日 ・酉	笹間窓山むそうれ山一 件(お尋ねに付き報告)	○橋元:六郎左衛門 ●三井・高日向・日向・くわの山・上河内・大森・西向・大平 以上百姓中	府中安西の平右衛門の言うには、「むそうれ」山には木々が多くあり、これを売出すと商売になると。この話を受けて山中調査したところ木々はあるものの良木はない。あっても急斜面で作業困難だ。悪木小木を山坂越えて持ち出しても儲けにはならないことが分った。以上お尋ねに付き報告。	(旧目録P27)	原本	状	1	○	94
1246 E92	E 4	7月9日 ・戌	書状 (林植段の事)	○築地村:池谷勘右衛門 ●上河内村:岡野谷	両者は持林の植段のことで書状のやりとりをして来ているが、その結果次のように依頼している。江戸は遠方で情報もままならず、貴方の取持ちをお願いする。今後は書状持参の者に金子を持たせ貴方に渡すので、この段よしなに頼む、と伝える。	(旧目録P106)	原本	状	1		
1247 E73	E 4	9月29日	摘附	○巻田久左衛門 ●岡野谷松兵衛	「椎茸1箇、十三 小田原屋長兵衛殿」、右の通り積み立て出帆する、とある。	(旧目録P102)	原本	状	1		
1248 E86	E 4	欠(2年)	椎茸仕入帳 (岡野谷松兵衛)	○記載なし ●記載なし	1、龍2つ、庄兵衛、1、同1つ、同人、外、丑年分5つ、計8つ、代:1貫600文……と言う書き方で文章が展開する。	丁数2枚、紙劣化 破損あり (旧目録P104)	原本	横帳	1		
1249 E100	E 4	2月9日	書状 (前欠文書)	○小田原屋長兵衛・庄吉 ●岡野谷松兵衛御店衆中	江戸表の外はこの仕切り書見せないで欲しい。公表は当店が迷惑する。良い事、悪い事他言無用。春子はでき次第当方に送り願う、とある	(旧目録P103)	原本	状	1		
1250 F1001	E 4	2月11日	書状	○二又:西野平藏 ●岡野谷松兵衛	先年拝借した金子2両につき、1両をお返したが、残金1両と利金については、三郎右衛門の御世話で善左衛門杉山を受け取って欲しい。仲も成人し、杉木を片ずけてしまつては申訳ないので、いまして待ってほしい、とある。	(旧目録P179)	原本	状	1		
1251 E101	E 4	2月14日	書状	○川村十兵衛・彦兵衛 ●岡野谷松兵衛	昨年中に送付された椎茸につき、この夏の植段相場は別紙の通り。残金共に飛脚に持たせて送るので、到着次第受け取って欲しい、とある。	(旧目録P103)	原本	状	1		
1252 E102	E 4	3月24日	書状 (包紙あり)	○いせや六右衛門 ●岡ノ谷松兵衛御店中	此の度、市蔵が用向きで、貴所を尋ねる。春子椎茸も出回っている由、なるべく多くの椎茸を送って欲しい。植段は、その都度、お知らせする、とある。	(旧目録P103)	原本	状	1		
1253 F1014	E 4	3月29日	し切 (椎茸仕切書)	○小田原屋長兵衛 ●岡野谷松兵衛(江戸神田)	秋子椎茸2口、計437文6分、その内より内金・船賃などを引いて金1両3分を決算して、相済となる、とある。	(旧目録P103)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦()・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1254 F661	E 4		7月10日	覚 (2両請取)	○本町多吉◎ ●岡野谷松兵衛	一、金2両の請取。	(旧目録P187)	原 本	状	1		
1255 F1036	E 4		7月22日	覚 (葛根湯等代金)	○近茂 ●上	葛根湯等、金2分1朱の請取。	(旧目録P185)	原 本	状	1		
1256 E91	E 4		8月16日	書状	○西の平兵衛 ●岡野谷松兵衛・親父	かねてお願いしておいた杉木について、親切にも利助方へ見せたいとの事、承知。また、1両日に誰かを下見に行かせる、と返事する。	(旧目録P106)	原 本	状	1		
1257 E89	E 4		8月20日	(椎茸商取引の事)	○正増 ●上	椎茸栽培人足、及び取引勘定。	(旧目録P104)	原 本	状	1		
1258 E104	E 4		9月2日	書状 (包紙入り)	○川村十兵衛・彦五郎 ●岡野谷松兵衛	秋子椎茸のできる頃となったので、でき次第お送り願いたい。値段については、なるべく良いよう図るので、宜しく、とある。	(旧目録P104)	原 本	状	1		
1259 E97	E 4		9月25日	書状	○小川近平 ●上河内村:岡野谷御氏	去年、私方へ漆屋藤助が来て漆木を入手したいと依頼された。御家・村中に漆木があるならば、他人にわずに、是非、藤助にお売り願いたい、とある。	(旧目録P106)	原 本	状	1		
1260 E105	E 4		10月23日	書状	○(八坂)植田五郎右衛門 ●(椎間渡村)市川治郎	椎茸山代金につき、9月限りで入金願いたい。役米の事、これといった便宜もないので、何とか持ち合せて初納金を賄った次第。この書状を見次第、出金願いたい、とある。	(旧目録P104)	原 本	状	1		
1261 E99	E 4		10月	書状 (椎茸金子借用の件)	○石上:八左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	借用した椎茸金子について、夏秋の木子違いで送金できず、申訳ない。来春の椎茸までお待ち願いたい。また、年貢金の取替えも初納金3分をお貸し願いたい。皆済金の無心に伺う際に、お話しする、とある。	(旧目録P104)	原 本	状	1	○	94
1262 F885	E 4		11月4日	書簡 (山代金のこと)	○二又:西野平四郎 ●上河内村:岡野谷松兵衛	小川村熊吉の山代金15両を調達、差上げるので、改めの上、受け取っていただきたい。利足については、何れ勘定するので、御承引願いたい、とある。	(旧目録P181)	原 本	状	1		
1263 E106	E 4		11月11日	書状 (柿ノ平杉木のこと、包紙あり)	○二又:西の平蔵 ●岡野谷松兵衛・市次郎	先年お請した忠右衛門分柿ノ平の杉山、半三郎分小たる沢の杉木の件につき、お頼みしているが、返事も来春にまよっている。柿ノ平も余程の金子にも成るようなので、何卒頼みを聞いて欲しい、とある。	(旧目録P106)	原 本	状	1		
1264 E107	E 4		12月4日	書状	○小田原居長兵衛・喜兵衛 ●岡野谷松兵衛・松五郎御店衆中	秋子水揚量まで都合6本、これからの分4本分、内金8両を送るので、御入手されたい、とある。	(旧目録P104)	原 本	状	1		
1265 E108	E 4		12月27日	書状	○伊久美:西野利兵衛 ●上河内村:岡之谷松兵衛	山代金につき、差上げたいところだが、調達が難しいので延引願いたい。今日金子4両を送り、残金勘定は来春にしたい、とある。	(旧目録P104)	原 本	状	1		
1266 F733	E 4		欠	断簡 (材木取引の覚)	○記載なし ●記載なし	材木取引について、14本板や、23本住吉や、杉5本分杉屋などの記載あり。	(旧目録P173)	原 本	状	1		
1267 D294	E 4		記載なし	上河内村分	○記載なし ●記載なし	杉=延べ5人に割当計6尺、4分板3間尾の府、杉皮=延べ51人に割当、合計594束、この代銭79貫200文(杉皮1わにつき、132文)とある。	丁数3枚 (旧目録P95)	原 本	綴り	1		
1268 F752	E 4		記載なし	書状	○「正 伊之助 ●岡野谷御主人	山代金の建替え支払いを受けたが、為替金の手違いにより、迷惑を掛けられている。取敢へず3両を支払う、とある。	(旧目録P181)	原 本	状	1		
1269 F770	E 4		記載なし	覚 (山代金預り)	○記載なし ●(惣右衛門)	8月16日、金4両、山代金預り置く。9月2日、金1両、右同断、預り置く。	(旧目録P182)	原 本	状	1		
1270 Z7	E 4		記載なし	(木材の記録)	○記載なし ●記載なし	番号付けして何丈何尺と分け、本数を記す。74本、丈36口7尺、とあり。	(旧目録P325)	原 本	状	1		
1271 X3	E 4		安永9年7月 (1780年)・庚子	普請木材書道具覚帳	○記載なし ●記載なし	「柱数覚」として記述展開。大小43本(14たけ16本、12竹7本)など。それから、中間・奥の間・欄屋へと記述が展開。	丁数3枚 (旧目録P295)	原 本	横帳	1		

分類:E-8 諸産業-工業

No.101

通し番号 整理番号	分 類	年号 西暦()・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
1272 E37	E 8	文化13年10月 (1816年)・子		乍恐以書付奉申上候	○笹間村下組・名主:松兵衛、他2名 ●山田茂左衛門様御役所 済	此の度、紙漉人に関するお尋ねにつき、當村では、紙漉を業とする者は居らず、売買は一切ないので、書面により申上げる、とある。	(旧目録P106)	原 本	状	1	○	94
1273 E38	E 8	文化15年2月 (1818年)・寅		乍恐以書付奉申上候 (紙漉之のこと)	○記載なし ●記載なし	私共村々の紙漉運上について、調査した所、紙漉業を営む者一人も居らず、茶袋の紙漉をする者がいたが、近頃は紙の原料が高値となり、引合がつかず、業とする者がいないので、運上については、御免願いたい、とある。	(旧目録P106)	原 本	状	1	○	94
1274 E39	E 8	文政2年2月 (1819年)・卯		乍恐以書付奉願上候	○山田茂左衛門御代官所駿州志太郡伊久美・身成・笹間渡・笹間岡組各村 ●御普請御役人	自家用として茶袋厚紙の類を漉く者があるか、とのお尋ねにつき、前々より調査のとおり、紙漉稼をする者は一切いない、と返答。	(旧目録P107)	原 本	状	1	○	94
1275 X56	E 8	文政3年正月吉日 (1820年)・庚辰		農具通	○志また・かじや与左衛門 ●上河内・松兵衛	3月朔日、とくハ先(研く刃先)450文、同月日、同450文、同月日、鉄きう(鉄灸)500文、ノ2貫200文、などとある。	(旧目録P138)	原 本	横 半	1		
1276 H6	E 8	記載なし		(大工喜八作料)	○記載なし ●記載なし	6日半日居、作料2朱376文、釘3寸50本、2寸50本、板敷27本、ノ代312文、1歩2朱杉皮代、650文飯米代、とある。	(旧目録P191)	原 本	状	1		
1277 E72	E 8	記載なし		覚	○記載なし ●石神甚左衛門・平口五郎右衛門・岡野谷松兵衛・勝山四郎左衛門	栗柱長さ8尺5寸、末口4寸の木132本、中貫中身185丁、とある。	(旧目録P106)	原 本	状	1		
1278 X149	E 8	記載なし		書状	○堀ノ内ヨリ ●上 松サマ	あみが出来たので送る、とある。	(旧目録P306)	原 本	状	1		
1279 X25	E 8	記載なし		左官仕入	○記載なし ●記載なし	石ばい16俵、代金2両48文、藁藁6俵、代金1貫22文、ふのり2貫目、代金4貫文、など諸色と代金を記述。	(旧目録P296)	原 本	状	1		
1280 X117	E 8	記載なし		書状 (杉木依頼の件)	○二又村・西野伝之助 ●上河内村・岡野屋松兵衛	酒桶等諸色の用意について、その材料がないので、貴方持出にふさわしい杉木があると木挽共が言っている。何卒杉木を都合して欲しい、とある。	(旧目録P310)	原 本	状	1		

分類:F-1 商業-一般

1281 F227	F 1	元禄17年12月15日 (1704年)・申		永相渡し申手形之事	○売主、上河内:善大夫、同村證人:三郎右衛門、同村證人:松兵衛 ●大森:次郎右衛門	当申の年貢に困り、金子1分を借用、そのための山地1枚を渡す、この山地に付き、子々孫々まで違乱はない、と誓う。	(旧目録P108)	原 本	状	1	○	94
1282 E65	F 1	安永年2月 (1779年)・亥		酒之通	○上河内:松兵衛 ●木町:新藏	・3月1日、酒3升、使:又右衛門、……………、3月22日、酒2升、為右衛門……………、などと、4月10日まで書き付ける。合計の記載はない。	丁数4枚 (旧目録P137)	原 本	横 半	1		
1283 F902	F 1	安永9年11月 (1780年)・子		釘之通	○釘や:甚右衛門 ●上河内村:松兵衛	釘や甚右衛門から上河内村の松兵衛・お(子)の売上帳の覚書。その内容は、表書の通り釘や板(木)等である。その金額計:6貫601文、内、金3分請取、利子48分、とある。	(旧目録P137)	原 本	横 半	1		
1284 E35	F 1	寛政2年6月 (1790年)・戌		売茶仕入并売払直段書 面無之旨乍恐申上候書 付	○笹間村下組荷主:松兵衛 ●記載なし	煎茶仕入れと売払い直段に付き、宝暦元・2・3、天明3・4・5・6・7・8、寛政元・2年まで、都合11ヶ年分を通知せよ、との指令。しかしその内、寛政元・2年の2ヶ年分は分るが、それ以外の9ヶ年分は帳面紛失のため不明とし、このことを報告したもの。	下書き (旧目録P284)	原 本	状	1		
1285 E1	F 1	寛政2年6月 (1790年)・戌		寛政元酉年煎茶仕入 并売払直段書付 志太郡笹間村下組	○野田松三郎様代官所、駿州志太郡笹間村下組 名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●記載なし	煎茶1本8貫200文入り(内、袋代200文)、これより人夫代・煎茶の薪、炭代等を差し、正味元直段1本に付き上茶1両3分、中茶3分、下茶1両2分として115本を近在の町に売払う。小前1人が少しずつ売買したので、売り先の名前は分らない、と書き付ける。	丁数3枚 (旧目録P284)	原 本	縦 帳	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1286 F2	F 1	寛政2年6月 (1790年)・戌	御尋付申上候書付	○志太郎笹間村下組名主:松兵衛、与頭:基三郎、百姓代:次郎右衛門 ●嶋田御役所	公儀は、いくつかの品物の種類を示し、その仕入れ直段を回答せよ、と村へ指示した。これに対して村は売買の品物は、煎茶・炭・胡麻・からしを挙げ、また売買の対象とならないものは、醤油・酢・酒・練り綿・粟種・荳を挙げている。	丁数3枚 (旧目録P101)	原本	縦 帳	1	○	94
1287 F101	F 1	文化5年3月 (1808年)・辰	大福帳 岡野谷 上河内	○記載なし ●記載なし	岡野谷家の金銭大福町、文化5年の記述が多いが、当該帳面の内、申・未年等の干支の記述も見受けられる。しかし年号は不明。	(旧目録P137)	原本	横 半	1		
1288 E2	F 1	文化10年11月 (1813年)・酉	茶仲間仕法連印帳 駿府組合写し	○上桶屋町:鑑屋次郎左衛門、茶町:増屋所右衛門、など計28人連名、(駿府町内とその周辺の村々) ●記載なし	宇治茶が進出、安部茶を「藪茶」扱いとして、不当の直段で買い取る。その商いが江戸に及ぶ。一方江戸では「江戸十組茶問屋20軒に限り株式御定取筋方」が許可される。駿府における茶仲間はこれに対応して商いを行う為に仲間仕法を作るとして、その8ヶ条を掲げる。	丁数9枚 (旧目録P220)	原本	縦 帳	1	○	94
1289 F442	F 1	文政2年6月 (1819年)・卯	覚	○上河内村:松兵衛 ●助宗村御名主中	米25俵、これは去る寅年の助宗村年貢上納米の内より松兵衛が買い取ったもので、この米、確かに受け取る、としたもの。	紙上下に虫喰あり。 (旧目録P85)	原本	状	1	○	94
1290 F836	F 1	文政3年正月 (1820年)・辰	酒之通	○記載なし ●記載なし	・正月14日、1升、使い:庄次、・17日、1升、使い:常右衛門、……以上のような記載要領で文章は展開する	丁数8枚 (旧目録P138)	原本	横 半	1		
1291 F107	F 1	文政4年4月 (1821年)・巳	酒之日記	○記載なし ●記載なし	覚、①「4月11日、生酒2升、とめ」、から書き始め、……⑦7月13日まで、惣々480文、かし(貸し)。このような書き方で文章が展開する。人名は前出の「とめ」の外に、吉藤・寅藤・伊之助などが出て来る。	丁数6枚 (旧目録P138)	原本	横 半 帳	1		
1292 F109	F 1	文政5年6月 (1822年)・午	酒日記	○記載なし ●記載なし	文政5年5月～文政6年5月23日までの寅藤外数名に関する酒請取等の日記。但し、店名の記載はない。	丁数6枚 (旧目録P138)	原本	横 半 帳	1		
1293 E8	F 1	A(文政7年)11月17日 B(文政7年)12月1日	茶一件 A:御奉行所御吟味書写 B:御奉行所御吟味書諸状写	○A:江戸にて、小林九郎右衛門、 B:小林九郎右衛門 ●A:記載なし B:府中、浅田屋清右衛門、日向、佐藤五兵衛、日掛、杉山市郎左衛門、地名、美作庄兵衛	A:裁判の様子を具体的に報せたもの。相手の問屋共の返答の様子を書いて、裁判が有利に進んでいることを告げている。B:裁判の結果を報じたもの。問屋の詫びは許せるものではないが、熟断の結果承知した、とし、5ヶ条から成る趣意書を示す。これは百姓方のためになるもので大喜びだ、と伝える。	茶一件文書。A、B別冊のもの、ABをまとめた1冊のもの、計3冊。 (旧目録P223)	原本	縦 帳	3	○	94
1294 E3	F 1	文政7年閏8月 (1824年)・申	茶一件押領出入御訴訟書(写扣)	○駿州安部郡奈良間村名主:九郎右衛門、遠州榛原郡葛籠村名主:作之右衛門 ●御奉行所	駿遠両州の生産元から江戸に売り出される茶については、文化10年、江戸に茶問屋20軒が定められてから、生産元への仕切金が著しく減った。これは、江戸茶問屋20軒と駿遠茶業者(駿府茶町の者73人)とが馴れ合っているためである。どうか、茶問屋を吟味して、生産元が正常化できるよう、お願いしたいと願ったもの。	茶一件訴訟文書。丁数8枚 (旧目録P220)	原本	縦 帳	1	○	94
1295 A10	F 1	文政7年11月 (1824年)・申	乍恐以返答書を奉申上候(返答書)	○駿州志太郡笹間村名主:松兵衛外6ヶ村、遠州榛原郡藤川村・上長尾村・久野脇村百姓外2ヶ村 ●御評定所	奈良間村名主九郎右衛門の訴えである。近年茶直段下値による生産元村々の難儀、仕切勘定への疑いについて、茶の取引は一切なし、との返答書。	丁数9枚 (旧目録P220)	原本	縦 帳	1	○	94
1296 D97	F 1	文政7年 (1824年)・申	一札之事	○駿州志太郡笹間村當人名主:松兵衛、親類与頭:基三郎、百姓代:次郎右衛門 ●奈良間村:九郎右衛門、葛籠村:作之右衛門	奈良間村九郎右衛門、葛籠村作之右衛門両人が、我等を相手に押領出入の訴訟を、曾我豊後守に起こした事について、来る11月25日に差目専判請取、その4日前に返答書2通を届け出る事を承知。	(旧目録P85)	原本	状	1	○	94
1297 E10	F 1	(文政7年) (1824年)	返答書	○駿府茶町老丁目相手方:万右衛門外73人 ●奉行所	奈良間村九郎右衛門、葛籠村作之右衛門両人が、押領出入の訴訟をしたことに対する問屋等の被告人が出した返答書。生産者の主張に対する反論の形をとる。決して茶直段を吊り上げてない事。生産元の茶業者(仲買人)73名が列挙されている。江戸茶問屋結成は文化8年としている。	丁数14枚 (旧目録P224)	原本	縦 帳	1	○	94
1298 E52	F 1	8月・酉	相尋申一条之事	○伊久美村始め、川根通荷主16人、跡入家山坂里荷主7人、都合23人 ●訴訟方頭取:九郎右衛門、喜太夫外	去年(文政7年)10月、荷主74人の名前が書き抜かれ、訴えられて銘々吟味を受けた。我等は、一切押領の商売はせず、疑念が晴れ、手付を差上げた。しかし、我々以外に荷送りした者も居るに違いないので、是非、吟味して欲しい。直送り荷主のお尋ねにつき、返答を待つ。	(旧目録P222)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 字区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1299 E9	F 1	(文政8年) (1825年)・酉	茶一件御吟味書	○(江戸)結合中 ●喜兵衛、五兵衛、庄兵衛	17日呼出吟味の次第として、仲買人・問屋等との裁判中の掛け合いを具体的に記述。従来、裁判吟味の内容を村々に送らなかつたが、疑念を晴らすために、知らせている。酉年6月28日、日向村五兵衛から各村々の名主・組頭宛に回送したもの。	(旧目録P222)	原 本	堅 帳	1	○	94
1300 E53	F 1	(文政9年)9月27日 (1826年)・戌	御差紙写	○柳原主計頭 ●駿州志太郡笹間村・松兵衛外、安部郡・榊原郡・周知郡・豊田郡14ヶ村庄屋名	尋ねの儀により、代りの者でなく、病牀の者は籠に乗り、早々まかり出るよう、との出頭命令書。	(旧目録P222)	原 本	状	1	○	94
1301 D99	F 1	文政9年12月15日 (1826年)・戌	乍乍恐以書付奉願上候	○羽倉外記代官所駿州志太郡笹間村名主:松兵衛、下泉村名主:四郎左衛門、堀之内村:同孫四郎、榊原郡水川村名主:藤五郎代百姓代:平兵衛 ●御奉行所	私共は、茶一件の引合(参考人)として召し出され、吟味中であるが、村の年買取立てに差支えるようになってい。吟味については、平兵衛に任せるので、帰村について許可願いたい。	(旧目録P222)	原 本	状	1	○	94
1302 A11	F 1	文政10年7月24日 (1827年)・亥	荷主方御吟味之書上候 控写	○惣代名:藤四郎・瀬兵衛・安次郎、添人3名 ●羽倉外記様御役所	江戸問屋の茶取引値段、また下値買い取りに付き、我等が不満としたことを、江戸問屋は裁判に持ち込んだ。我等はその申し抜きを書面で伝えた。公儀は理解してくれて、「その沙汰を待っている」とする書状の控である。	虫喰支あり、丁数7枚 (旧目録P222)	原 本	堅 帳	1	○	94
1303 F3	F 1	文政10年12月 (1827年)・亥	茶一件御裁許證文写 ・笹間村松兵衛	○省略 ●御奉行所	奉行所よりの裁許状をそのまま写しとり、載せたもので、このこと承知したとする茶問屋・荷主・生元の誓約書である。茶1本仕立て=8貫400目→1本6貫300目に仕切。本帳で荷問屋と荷主の馴れ合いという一面を見ることが出来る。	丁数35枚 (旧目録P222)	原 本	堅 帳	1	○	94
1304 F26	F 1	文政12年6月 (1829年)・丑	覚 (茶一件出入雑費の件)	○地名村 訴訟 惣代名主:庄兵衛 ●笹間村下組名主:松兵衛	茶一件出入りで、諸雑用を割合って出金している。今回貴方が急に出頭命令を受けたので、そのため諸雑費がかかった。この金子2両はその時要した残りの金子で、これを確かに受け取った。これにて茶一件の入費分は差し引きなく終了、それでこの書付を渡す次第、と記載。	「みせ消ち」の斜線あり (旧目録P221)	原 本	状	1	○	94
1305 F838	F 1	天保3年 欠 (1832年)・壬辰	欠 (現金万之通)	○中山:下田惣吉 ●上河内村:岡野谷松兵衛	「覚」として、辰4月21日、金5両出出す、同6月6日、金5両出す……と展開、辰年出金28両とある。同様な書き方で金子が米や麦にかわり記載・展開する。	丁数19枚 (旧目録P138)	原 本	横 半帳	1		
1306 F839	F 1	天保7年正月 (1836年)・申	現金万之通	○瀬戸谷村:下田惣吉(裏表紙) ●上河内村:岡野谷松兵衛(裏表紙)	「午、引残、金9両2分2朱預り(繰越金)で始まり、2月16日 米1俵、4月6日 米1俵、4月21日、米1俵、7月25日 内金3両購取、このような記載で展開する。	丁数13枚 (旧目録P138)	原 本	横 半帳	1		
1307 E14	F 1	天保11年3月 (1840年)・庚子	新茶仕送帳	○上河内邑:岡野谷松兵衛 ●記載なし	新茶送先:本町 大橋太郎治、大伝馬町 長井利兵衛、堀河町 板屋兵衛、江戸大伝馬町 中条瀬兵衛、等、この送り先毎に次のような茶銘柄を記載している。川根一・山吹・三國など、茶の銘柄・量・仕入先(人名)を記載する。	紙変色・劣化 丁数97枚 (旧目録P285)	原 本	横 帳	1		
1308 E15	F 1	天保11年3月 (1840年)	新茶仕入帳	○上河内邑:岡野谷松兵衛 ●記載なし	彦右衛門・惣右衛門・治右衛門等がお茶の仕入先毎に茶の数量(本数)・代金を、月日を追って記載している。	紙劣化、変質、 丁数92枚 (旧目録P285)	原 本	横 帳	1		
1309 E16	F 1	天保11年3月 (1840年)・子	椎茸仕送帳 丑年・寅年用	○上河内邑:岡野谷松兵衛(裏表紙) ●記載なし	送り先:神田連徒町 小田原屋長兵衛、駿府 兵太夫町 長嶋や栄次郎等、これらに送る椎茸とその銘柄・数量(本)を、月日を追って記載する。	紙劣化、変質、 丁数18枚 (旧目録P102)	原 本	横 帳	1		
1310 L166	F 1	天保14年4月11日 (1843年)・卯	茶摘日履日(記)	○上 主 ●記載なし	茶摘人への日当支払い記録、10人中:男4人、女6人の日履。長期間の者は4月11日に入り5月15日までの雇用となっている。ちなみに女子「けさ」に支払った金額は平均75文、4日で300文とある。	紙破損著しい (旧目録P282)	原 本	横 帳	1		
1311 F136	F 1	天保15年正月 (1844年)・辰	呉服太物通	○米屋半左衛門 ●岡野谷松兵衛	呉服太物の買掛帳、天保15年辰年より翌年までの買掛け通帳。	丁数22枚 (旧目録P138)	原 本	横 半帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コピー 保管
1312 E17	F 1	天保14年3月 (1843年)・卯	椎茸仕送帳	○上川内:岡野谷松兵衛 ●記載なし	江戸神田連庄町:小田原屋長兵衛方送りで、銘柄の巻子の数量(本)、仕入先、代金を列挙する。	丁数10枚 (旧目録102)	原 本	横 帳	1		
1313 F366	F 1	弘化2年7月22日 (1846年)・巳	譲り渡申杉山證文之事 (包紙入り)	○上河内村右山讓主:忠右衛門、證人:忠左衛門 ●同:松兵衛	7月1日:1両1分1朱、7月7日:2分2朱、7月11日:1分2朱、金3兩は年貢賄金借用のところで、返済が滞り、仕方なく村内の柿の平の杉材1ヶ所を借用金に廻してきたが、この山年季は山代高値に付き、何年にも限らず貴方が勝手に切取る事認め。そして切取ったあとの地所は当方に返却するものとする、と決めた證文、	(旧目録P117)	原 本	状	1	○	94
1314 L169	F 1	弘化4年3月 (1847年)・未	茶てま覚	○上 ●記載なし	文蔵3月19日入り、かの3月20日入り、平左衛門3月20日入り、やす3月22日入り、茂吉3月21日入り、きよ3月22日入り、それから次年の申年に、やす8月25日入り、せき8月4日入りとある)、春手間は6人、秋手間は2人である。	(旧目録P282)	原 本	横 帳	1		
1315 L439	F 1	嘉永5年8月 (1852年)・壬子	茶仕切目録(外3冊) (岡野谷松兵衛)	○①大橋太郎治郎(2冊) ②伊勢屋伝兵衛 ●①岡野谷松兵衛、②岡野谷松兵衛	①江戸茶問屋大橋氏が、秋仕切茶100両程売り捌いた際の仕切目録、他の1冊は未2月の茶仕切。 ②伊勢屋伝兵衛(江戸大伝馬町)による子9月の茶仕切2冊。	(旧目録P248)	原 本	横 帳	4		
1316 F158	F 1	嘉永5年10月21日 (1852年)・子	覚 (杉山2ヶ所売却代金請取)	○上河内:松兵衛 ●原村:勘藏	杉山代金95兩の請取。杉山2ヶ所分、過去3回に分けて既に入金しており、今回は残金22兩を請取り、全てが落着いたことを示す覚。	(旧目録P105)	原 本	状	1	○	94
1317 F903	F 1	安政3年12月26日 (1856年)・辰	覚 (金子請取の覚)	○西野平四郎 ●岡野谷松兵衛	通日取替え分の金子20兩、確かに受け取る、とする金子請取の覚	(旧目録P140)	原 本	状	1		
1318 K175	F 1	安政4年3月 (1857年)・巳	諸品通	○南町:伊助、清水町:安平 ●上河内村:御若者衆中	3月12日、200文、くわし(菓子)から始まって、3月14日まで、2日ノ8貫856文。右の通り確かに受け取る、とある。	(旧目録P138)	原 本	横半帳	1		
1319 F4	F 1	安政4年5月 (1857年)・巳	駿州柳津積茶荷物取極 證文	○駿州柳津:甚四郎船 沖船頭:仁右衛門、外16人 ●茶問屋老番組御仲間衆中	私等焼津湊船頭は茶荷物運送に携わってきた。近年取極方がよく無く品物に痛荷が多く、貫目切れが出てきた。仲間間で相談し、今後このようなことのないように荷物を大切に扱う取決めをしたところ、もし荷物が無事着いたならばお手当てを頂きたい。船方でも同様に扱うので、證文を差し出す次第、と記載する。	丁数8枚 (旧目録P222)	原 本	堅 帳	1	○	94
1320 F5	F 1	安政4年5月 (1857年)・巳	茶荷物為取替證文 本書写し	○駿州柳津:甚四郎船 沖船頭:仁右衛門、外16人 ●(江戸)流茶問屋老番組御仲間衆中	通し番号1319と内容はほぼ同じ。これに加えて安政5年3月、江戸茶問屋一番行事宛の「為取替一札之事」を収録している。それは凡そ次の通りである。江戸表に船積した茶荷物に掛け目が不揃いの荷があり、難儀している。このことで房州や喜右衛門殿の仲介で荷主側が善処することを誓ったもの。	丁数20枚 (旧目録P221)	原 本	堅 帳	1	○	94
1321 G7	F 1	安政5年3月 (1858年)・午	(江戸表入船荷物の水 揚げ掛目統一)	○藤枝在惣荷主(連名略) ●伊久美小川、(石神は上河内松兵衛代印とある)	柳津(焼津)港から江戸表に送る荷物は従来不統一だった。これらを統一すること兼ねてより知らせるおいたが、一向に実行されないで来た。今回房州屋喜右衛門の立入りにより、去る巳の5月より、江戸入船荷物の水揚げの際、厳しく改めることにした。そして次のことが決まった。祝儀として積茶1箇に付き2匁宛を立入りの者へ、又1箇に付き1朱宛積荷船加主の者へ、これらを荷主方より渡すものとする。不同の荷物に付いては水揚げせず、このこと荷主方へ通知する。直ぐに処置されれば問題ないが、日数がかかり過ぎると相場の下落もあるので、このこと承知の程、というもの。	(旧目録P189)	原 本	状	1	○	94
1322 F906	F 1	安政6年7月7日 (1859年)・未	諸品調査・書付附 (包入り)	○西野平蔵 ●岡野谷松兵衛	書状:当年春からの椎茸荷物と金子のこと、これを受け取りながら、その調査を差上げること延引になっていた。遅ればせながらこれを送ったことを報じたもの。その調査「諸品調査」を包紙入りにて同封している。調査には、米・新米・春椎茸・金子の受け取りに付き詳細に記載されている。	調査と書状は包紙入り。 丁数5枚 (旧目録P140)	原 本	横・状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1323 F446	F 1	万延元年10月 (1860年)・申	諸色出入日記	○岡野谷松兵衛(裏表紙) ●記載なし	万延元年中の諸品仕入れ先:店名・品名・数量・使用者名を記載す。 例:大谷屋吉兵衛殿 4月21日 米1俵、使 嘉右衛門。	横面縦じ組に、書状(5~6点)が結ばれている。 (旧目録P139)	原 本	横 帳	1		94
1324 F447	F 1	万延元年10月 (1860年)・申	覚	○一 ●上様	午年5月より始め、未年を経て申年4月9日までの荷筭・長筭等、枚数を書き付けて、その代金請取、とある。文章後文にも「前々差引勘定しているが、荷筭の直段わからず、当面の通り申上げる」、とある。	(旧目録P140)	原 本	状	1		94
1325 L12	F 1	文久元年4月14日 (1861年)・酉	酉新茶手ま帳	○記載なし ●記載なし	お茶摘みと思われる女性への支払い内訳。とら、ふさ、ゆき、かつ、しまなどの名が見える。	丁数13枚 (旧目録P283)	原 本	横 帳	1		94
1326 F448	F 1	文久2年正月吉日 (1862年)・壬戌	現金酒御通	○酒屋治郎助 ●岡野谷松兵衛	目出度い覚えとして、正月3日、酒四升七合。この一件のみの記載。	(旧目録P139)	原 本	横 半帳	1		94
1327 F918	F 1	(慶應2年)7月7日 (1866年)・寅	覚(請取)	○かきや伝五郎 ●「上	荒麦代金2両請取の証。慶應2年古手紙入の袋にあり。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1328 E22	F 1	明治4年8月 (1871年)・未	酒造売出帳	○記載なし ●記載なし	「1升2合、此1貫4〇〇文取、彦右衛門」「3合、此450文取、惣左衛門」など、酒量、代金、相手人物を書き付けている。紙の変色・劣化あり。	丁数23枚 (旧目録107)	原 本	横 帳	1		94
1329 F449	F 1	2月7日・子	覚	○かきや伝五郎(藤枝) ●岡野谷松兵衛	ろうそく21丁300文等、計332文受取る。	(旧目録P140)	原 本	状	1		94
1330 F840	F 1	2月29日・子	書状(包紙入り)	○桑山惣右衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	あらま上物入用であれば差上げたい。入用ならば、報らせて欲しい。また、米の売物も私方へお願いしたい。	(旧目録P178)	原 本	状	1		94
1331 F450	F 1	3月21日・子	覚	○二又村:西野平蔵 ●上川内村:岡野谷松兵衛	荷筭代金2分、これを使いの吉蔵により届けられ、確かに受取る。	(旧目録P140)	原 本	状	1		94
1332 F451	F 1	4月21日・子	覚	○柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	2番麦3俵(五口入)内金1両受取る。使い平右衛門とあり。	(旧目録P140)	原 本	状	1		94
1333 F911	F 1	5月4日・子	覚 (柳川等代金の請取)	○からかさや永吉 ●コウチ:松兵衛	柳川9尺2寸、野中9尺2寸、附ひも等の代金、計121文6分6厘、アて508匁の覚	(旧目録P140)	原 本	状	1		94
1334 F452	F 1	5月20日・子	書状	○笹間上河内:岡野谷松兵衛 ●府中安在町:御鉄炮組嘉右衛門	昨年、注文した鉄炮の事。今まで延びのびとなっていて、何の音沙汰もない。それで、今日、こちらから人を向けたので、出来ていたらこの使いの者に渡していただきたい。(断簡あり)	(旧目録P87)	原 本	状	1		94
1335 F450	F 1	5月21日・子	覚	○治郎助 ●「上 ママ(岡野谷)	生酒2升208文、並酒5升1合、計金632文。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1336 F912	F 1	6月11日・子	覚 (水引ひも他、代金請取)	○藤枝上伝馬:からかさや栄吉御 ●松兵衛様	水引ひも、お守り仕立代(わた糸)等7品目の代金請取の領収書。合計80匁7分。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1337 F454	F 1	6月12日・子	覚	○大吉屋(藤枝吹屋町) ●岡野谷松兵衛	麦米代金3両、これを確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1338 B141	F 1	6月21日・子	覚 (杉山代金)	○福田や平七 ●上	杉山1ヶ所、代金永60貫125文。虫損甚大。	(旧目録P118)	原 本	状	1		94
1339 F455	F 1	6月21日・子	覚	○(藤枝吹屋町)柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金2両、銭として確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1340 F913	F 1	6月26日・子	覚 (麦・からし荷物発送)	○藤枝吹屋町:柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛様	右の通り、受取り願いたい。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1341 F456	F 1	7月9日・子	覚	○(見成):五郎右衛門 ●上サマ	金1両1分、これは、山中勇蔵より勘定前の金子。書面通り受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1342 F914	F 1	7月(11)日・子	覚	○かじや ●上河内村:松兵衛様	7月11日、484文銀丁。他6丁代金、合計3貫山形県米沢市文。金で2分2朱。使い清八が受取る。つり84文を渡した。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1343 F808	F 1	7月12日・子	覚	○萩野屋富衛門@ (印文:藤枝木町萩野屋) ●上河内:岡野谷松兵衛	萩野柏、塩等の代金にて1貫264文の受取り。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1344 F842	F 1	7月21日・子	送状	○池谷勘兵衛@ ●岡野谷松兵衛行	米2俵4斗入、差遣したので、受取っていただきたい。	(旧目録P178)	原 本	状	1		94
1345 F457	F 1	7月27日・子	覚	○(藤枝)米屋半左衛門 ●岡ノ谷松兵衛	金1両2分、ノ高の内。使い平右衛門方、確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1346 F458	F 1	8月8日・子	覚	○(藤枝):柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	6貫916文、この代金1両。確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1347 F584	F 1	8月26日・子	覚	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金2両、使い平右衛門。これ妻の内金として受取る。	(旧目録P157)	原 本	状	1		94
1348 X47	F 1	8月29日・子	書状 (新茶ノ件)	○大橋治郎・忠七 ●岡野谷松兵衛御店衆中	當年の新茶追々購入して欲しい。品物は、精一杯の値引きヲして利益を増すように取り計らう。別紙仕取書を送る。覚として、金九両、仕切差引(銀)6歩2分、内飛脚分1歩5分、差引金九両、銀4分、「吉より」上へ。	(旧目録P255)	原 本	状	1		94
1349 F772	F 1	10月21日・子	覚 (金子請取ニ付)	○奥州屋仁左衛門@ (印文:藤枝上伝馬奥州屋) ●河内岡谷(ママ)松兵衛	金5両、使い庄兵衛。右の通利、確かに受取る。	(旧目録P175)	原 本	状	1		94
1350 F809	F 1	10月21日・子	覚	○大吉屋吉兵衛@ (印文:藤枝吹屋町大吉屋) ●岡野谷松兵衛	米代金2両の請取覚状。(虫損あり)	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1351 F459	F 1	10月22日・子	覚	○(藤枝)米屋半蔵 ●岡野谷松兵衛	織留初着、さらに唐木綿等の代金にて3両877文、これ確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1352 F460	F 1	10月30日・子	覚	○(藤枝吹屋町):柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	8番米1俵3斗2升入れ。使い平左衛門、この内金3両、請取。右の通り、改めて受取り願いたい。米代金の内、確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
1353 F461	F 1	12月4日・子	覚	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	16番米1俵4斗入れ。使い平左衛門。内金3両受取り。右の通り、改めて受取り願う。金子(内金)は、当方確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1354 F463	F 1	12月16日・子	覚	○(駿河)宮原村:柳八 ●岡野谷松兵衛	金5両、米代金前借分。確かに受取る。	(旧目録P141)	原 本	状	1		94
1355 F915	F 1	12月20日・子	(米買請待の状)	○勘為 ●岡野谷	米の買請について、持金支度の上から、いかほどの米の量があるか、早々お知らせ願いたい、との待合せ状。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1356 F915	F 1	12月20日・子	書状 (金子差引不足ニ付。包紙入り)	○駿河国下築地:池谷勘右衛門 ●岡野谷松兵衛様	荳粒(えごまつぶ)を持合わせていたならば、買い受けます。米が必要なら藤枝渡しで1石に付、4斗余です。大麦が必要なら申し越し下さい。なお、米が必要なら、相談に応じますので、早く申しつけて欲しい。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1357 F465	F 1	12月21日・子	覚	○笹屋勘助 ●岡野谷松兵衛	碗大弁当、水引、赤青紙一状、黄色半状、ロウソク等の代金1分3朱234文、これを受取る。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1358 F466	F 1	12月25日・子	覚	○笹屋基助 ●岡野谷松兵衛	切手拭、白布等、品物とする代金を書上げ、計金2分1朱158文、これを受取る。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1359 F467	F 1	12月26日・子	覚	○(藤枝):米屋半左衛門 ●岡野谷	織留、金巾、袖口、仕立代等、品物と仕立手間賃等を含め、〆て金3分2朱と680文受取る。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1360 F458	F 1	12月・子	覚	○(藤枝):米屋半左衛門 ●岡ノ谷松兵衛	袖、白麻、白布、紺かすり、織留、金巾、羽織、小袖、綿入、袷等、41項目を列挙し、合計3両1分と30文とある。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1361 135	F 1	子	乍恐以書付奉願上候 (下書)	○記載なし ●記載なし	當子年の年貢に付き、来る丑年の夏の新茶仕立売払い迄、日延べしてもらいたい。その理由は、當秋大風雨で遭作、夫食に差支えて難波。それに近來、茶の件、江戸表の茶問屋仲間が茶直段下値に仕切り、中買金主方が多分に損耗、金銀貸し引きも不都合の由、申したてているので、小前の者は、年貢賄金の貸出方不足し、上納できないでいる。	(旧目録P194)	原 本	状	1		94
1362 F470	F 1	正月29日・丑	覚	○(藤枝)原村:七右衛門 ●上河内村:御庄屋中	金1分、使いの者は木町勘右衛門。これは清水様分として受取る。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1363 F777	F 1	閏正月29日・丑	覚 (米代請取ニ付)	○宮原村:柳八郎(印文:<大 出店 駿州宮原 ●岡谷松兵衛	米14俵の代金5両2朱。その内、5両請取、殘金二朱。争いなく、済む。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1364 F471	F 1	2月9日・丑	覚	○(藤枝吹屋町):柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	正月26日、金1両を受取る。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1365 F472	F 1	2月10日・丑	覚	○藤枝吹屋町:ささや基助 ●岡野谷御膳中	扇子と袋、ロウソク、白足袋、水引、風呂敷等の8項目を挙げ、品物とその代金を掲げる。計金2分2朱、受取り、つり銭220文返し。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1366 F473	F 1	2月10日・丑	覚	○(藤枝):米屋半左衛門 ●松兵衛	織留1反17匁、織留1反18匁5分、この内金受取る。巾、袖口、仕立代等、品物と仕立手間賃等を含め、〆て金3分2朱と680文受取る。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94
1367 F186	F 1	2月18日・丑	覚 (糟代金請取)	○次郎助 ●「上 サマ	糟10貫目52文にかへ、代金二朱と430文、つり366文返上。	(旧目録P142)	原 本	状	1		94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 等 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1368 L194	F 1	3~4月・丑	ちやてま覚 上	○記載なし ●記載なし	雇人要八、さよ、まつ、かの、古な、八籠、志満、富八、惣蔵の3~4月の手間賃。例:八籠3月19日~4月19日、ノて35人、内5人抜け、正味30人。	綴り糸解け、紙にシメ (旧目録P284)	原 本	状	1		94
1369 F474	F 1	4月6日・丑	覚	○柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金3両銭代分、たしかに受取る。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1370 F476	F 1	5月6日・丑	覚	○柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金3両、米内金。受取る。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1371 F477	F 1	5月23日・丑	覚	○(藤枝吹屋町):柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	17番麦1俵、内金2両、受取り。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1372 F478	F 1	5月23日・丑	覚	○(藤枝吹屋町):柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	18番麦1俵、使い宇右衛門。たしかに受取る。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1373 E82	F 1	5月・丑	覚 (積荷覚)	○柳津湊:船手仲間 ●記載なし	炭、松6分板、栗1寸板、屋根板、茶、椎茸等の積荷について、夫々の直段のベースと共に記載する。	(旧目録P178)	原 本	状	1	○	94
1374 F73	F 1	6月6日・丑	仕切覚	○いちや六右衛門 ●岡野谷松兵衛	秋子椎茸の仕切代金171匁、口銭、運賃、駄賃等まで加え、金2両1朱と2匁8分5厘の仕切代金を送った。	(旧目録P102)	原 本	状	1		94
1375 F479	F 1	6月19日・丑	覚	○藤枝柿屋町:柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金4両2分、確かに受取る。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1376 F480	F 1	7月19日・丑	覚	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金7両2分3朱と346文、差引残り。内金7両3分、受取り、31貫100文渡す。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1378 F29	F 1	9月28日・丑	(茶・椎茸江戸積送り)	○(柳津湊):渡仲増右衛門印 ●岡野谷松兵衛、下田惣吉	江戸間屋あての茶・椎茸等を積立て、出帆する。	(旧目録P178)	原 本	状	1	○	94
1379 F30	F 1	10月12日・丑	夏送り荷物印附	○<<上(岡野谷) ●中屋善助	1初梅 1瀬川 1楓川 ……1川根…と13項目を挙げ、ノて27本。	(旧目録P178)	原 本	状	1		94
1380 F483	F 1	10月13日・丑	覚	○(藤枝吹屋町):柿屋伝五郎 ●上河内岡野谷松兵衛	金5両、使い武右衛門。金子たしかに受取る。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1381 F485	F 1	12月11日・丑	覚	○清兵衛 ●上河内:松兵衛	金2両、たしかに受取る。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1382 F486	F 1	12月24日・丑	覚	○吉永屋善兵衛 ●岡野谷松兵衛	古麦、新麦、古槽、新槽等6項目と代金を挙げ、ノ金7両1分2朱、10貫714文。これより差引分を除いて、金1両1分と9文の受取り。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1383 F780	F 1	2月29日・寅	覚	○二又:利兵衛(伊久美西野の印) ●上河内:岡野谷松兵衛	金3両(沢仙吉行)受取。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1384 F188	F 1	3月3日・寅	覚	○(= (西野改(長方形四角内) ●「上	春子椎茸代1伊師升請取の覚	(旧目録P102)	原 本	状	1		94
1385 F488	F 1	3月3日・寅	覚	○二又:利兵衛 ●上河内邑:岡野谷松兵衛	3月2日、金3両、使い幸吉。金子たしかに受取る。	(旧目録P143)	原 本	状	1		94
1386 F489	F 1	3月6日・寅	請取覚	○二又:西の利兵衛 ●岡野谷松兵衛	金3両307文、古麦分として、たしかに受取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1387 F781	F 1	3月22日・寅	覚	○柿屋伝五郎印 ●岡野谷松兵衛	金5両、使い半左衛門、たしかに受取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1388 F917	F 1	4月11日・寅	覚	○二又:平四郎 ●上河内:「上様	つき麦1俵、使い与七、孫右衛門。これを送るので、受取り願う。	(旧目録P178)	原 本	状	1		94
1389 F810	F 1	4月15日・寅	覚	○山二◎(印文:(二 駿州伊久美) ●「上様	米代金、蔵米1俵40文の精取覚	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1390 F490	F 1	4月18日・寅	覚	○(藤枝吹屋町):柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金3両、但し銭分。使い平右衛門。たしかに受取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1391 F492	F 1	5月13日・寅	覚	○(身成):五郎右衛門 ●「上 サマ	金20両、小川甚四郎殿出す。使い熊。金子たしかに受取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1392 L195	F 1	6月24日・寅	覚 (代金受取)	○二又 (二 ●上河内村:「上	金二分、米筈代の内金。	(旧目録P294)	原 本	状	1		94
1393 F494	F 1	7月8日・寅	覚	○(藤枝吹屋町):柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金3両、たしかに受取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1394 F496	F 1	7月29日・寅	書状	○竹屋小右衛門 ●上河内:岡の谷松兵衛	蔵米2斗、あら麦2斗5升、受取られたい。度々尾使いを下さり、ご苦労をおかけした。詳しい事は、使いに話したので、ご承知願いたい。(紙破損あり)。今後の荷物の扱いについて、告げる。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1395 F919	F 1	8月2日・寅	(仕)切 (椎茸仕切書)	○江戸神田連雀町:小田原屋長兵衛口印 ●(岡野)屋(松)兵衛	椎茸、いろはにほへ印(等級カ)の仕切値。ノ1貫60匁2分9厘。最後に、金6両と(銀)14匁8分9厘とある。	(旧目録P102)	原 本	状	1		94
1396 F497	F 1	8月3日・寅	書状 (金子送りと茶荷物送り督促)	○米屋小右衛門 ●岡の谷松兵衛	当月2～日頃までに金子を送るように、とのことであつたが、今日、代人をもって送金する。茶荷物が延引と成っているが、荷物出来次第に送って欲しい。荷物込み合えば、私方で預かるので承知願いたい。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1397 F920	F 1	8月26日・寅	覚	○柿屋伝五郎◎ ●岡野谷松兵衛	金二両、使い嘉右衛門により受取る(品目不明)。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1398 F498	F 1	9月6日・寅	覚	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金3両、使い三左衛門。金子たしかに受取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1399 F921	F 1	9月26日・寅	書簡 (三州馬鞍旋の件)	○披里村:酒屋順四郎◎ ●上河内村:岡野谷	貴方馬替えの由、三州馬3両2分2朱にて鞍旋するので宜しく願いたい。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1400 F782	F 1	10月17日・寅	覚	○(藤枝吹屋町)柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金5両。これは米代金の内、たしかに受取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		94
1401 F499	F 1	12月1日・寅	覚	○小川ノ内尾山 ●上河内村:松兵衛	金二両、これはかわら駄賃として受取る。	(旧目録P145)	原 本	状	1		94
1402 F783	F 1	12月2日・寅	覚	○(藤枝吹屋町)柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金3両、使い平左衛門。たしかに受取る。	(旧目録P145)	原 本	状	1		94
1403 F74	F 1	12月23日・寅	覚 (包紙入り)	○平左衛門 ●松兵衛	當寅年12月までの利足、計金3両2分、米150文を受取る。	(旧目録P133)	原 本	状	1		94
1404 F923	F 1	12月25日・寅	覚 (素麺代金請取)	○山口屋庄五郎◎ ●岡野谷松兵衛	5月7日付、素麺1箱、代金2分ト237文、受取る。	(旧目録P145)	原 本	状	1		94

通し番号 整理番号	分 類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録コピー)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
1405 F924	F 1	12月25日 ・寅	覚 (諸品代金の覚)	○奥州屋仁左衛門 ●上河内:松兵衛	白足袋、手拭、前かけ、しやつ等、以上で、5貫812文。この分の代金260文を受取る。	(旧目録P145)	原 本	状	1		94
1406 F925	F 1	12月25日 ・寅	覚 (代金請取)	○大和屋栄吉 ●川内;岡野谷	金1分・1貫324文、紺足袋4足、外 手ぬぐい、前かけ等。この金2両1分1朱伊・178文を受取る。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1407 F926	F 1	12月26日 ・寅	覚	○小みや小兵衛 ●岡野谷松兵衛	和2俵、この代金464文、これ確かに受取る、という請取書。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1408 F927	F 1	12月27日 ・寅	覚 (金子請の覚)	○米や半左衛門 ●上河内村:松兵衛	金2分2朱を受取る。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1409 F31	F 1	12月 ・寅	覚 (代金請取の覚)	○奥州屋作左衛門 ●上河内:松兵衛	からし(4斗入り)、駄賃、あら麦1俵など、20両3分1朱・1貫17文の内より、金18両を受取る。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1410 F928	F 1	12月 ・寅	覚	○宇八 ●岡野谷松兵衛	1、米1俵、代金1分・770文、1、麦2俵、代金2分、1、上麦1俵、代金2朱・856文、1、中3俵、代金2分2朱・625文、ア:1両2分・2貫718文、合:金1両3分・966文、等の記載あり。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1411 F929	F 1	12月 ・寅	覚 (代金決済に付き)	○藤枝原村:滝下七右衛門 ●上河内村:松兵衛	糯米2俵4斗入りの代金2両2朱・823文、5月7日金4両取替え、5月20日米1俵4斗入り1分・758文、6月麦2俵、代金2分、合計5両1分2朱・1貫579文、内、取差引1分2朱・1貫579文不足、内1両請取、つり金1分2朱・189文、以上相済み。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1412 F931	F 1	12月 ・寅	覚 (米等代金明細)	○瀬戸谷村:下田惣吉 ●上河内村:岡野谷松兵衛	俵25枚、もち米1俵。米29俵、麦3俵 外、惣ア10両2分・12貫327文、この代金12両11分・25文、内金6両請取、その他、駄賃など清算、惣差引6両1分2朱・525文不足。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1413 F501	F 1	正月22日 ・卯	書状	○柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	送金された金3両確かに受取る。次に仕切り書を差上げるので確認の程を、など伝えたもの。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1414 F502	F 1	2月19日 ・卯	覚	○平左衛門(嶋田靴屋) ●松兵衛	1、1貫624文 糶3斗、故に金1分受取る、つり24文返金相済み、とある。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1415 F503	F 1	3月11日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	銭3貫200文、これ確かに受取る。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1416 F504	F 1	3月13日 ・卯	覚	○平口五郎右衛門(身成) ●岡野谷松兵衛	金22両、これは江戸長崎や善右衛門からのもの。これ確かに受取る。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1417 F779	F 1	(4月 3日) ・卯	覚 (金子請取)	○中谷 ●上	寅11月晦日 金5両、卯4月3日 金5両分利足請取。	(旧目録P145)	原 本	状	1		
1418 F932	F 1	4月20日 ・卯	覚 (代金請取)	○河原町:弥右衛門 ●岡野谷松兵衛	金2両也、箱根賃 又兵衛殿。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1419 F844	F 1	4月29日 ・卯	覚 (米売渡の事)	○筑地村:勘右衛門 ●岡野谷松兵衛	能登米25俵、助宗村6月切 29俵7歩、代金引換に御切手を渡す、とある。	(旧目録P146)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録コピー)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
1420 F505	F 1	6月24日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金5両也、使い:平左衛門、これは米・麦代の内より確かに受取る、とある。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1421 F412	F 1	6月25日 ・卯	送り状	○山口屋庄五郎 ●岡野屋松兵衛	塩1俵の送状、使い:伊兵衛。	(旧目録P103)	原 本	状	1		
1422 F506	F 1	7月 2日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎(藤枝吹屋町) ●岡野谷松兵衛	19貫724文、使い:平左衛門、これより代金3両受取る、とある。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
1423 L43	F 1	7月 9日 ・卯	覚 (茶釜代請取)	○二又:平四郎 ●上河内村:岡野谷松兵衛	6月9日～7月8日まで、茶釜90枚、この代金3貫184文、この内、金2分受取る。60文を渡し、代金済みの覚。	(旧目録P294)	原 本	状	1		
1424 F784	F 1	8月25日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎(藤枝吹屋町) ●上河内:岡野谷松兵衛	金5両也、使い:平左衛門、このように確かに受取る、とある。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1425 F507	F 1	8月27日 ・卯	覚	○糞屋(嶋田) ●清八	糞1斗5升、この代金2分2朱、これ確かに受取る、とある。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1426 F508	F 1	11月22日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎 ●上河内村:岡野谷松兵衛	金3両、これは米代金として受取る、とある。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1427 F509	F 1	11月25日 ・卯	覚	○勝山利兵衛(下泉) ●岡野谷松兵衛	金50両也、滝次瀬左衛門より、これ確かに受取る、とある。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1428 E81	F 1	12月 3日 ・卯	覚	○岡部屋与左衛門(駿河国焼津湊) ●岡野谷松兵衛	徳田屋市重荷=椎茸2本、小田原屋長兵衛行き、これを積み立て出帆する。	(旧目録P102)	原 本	状	1	○	94
1429 F510	F 1	12月 5日 ・卯	覚	○西野(伊久美村) ●上様	村入用分、金4両2朱、使い:三右衛門、これ確かに受取る。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1430 F785	F 1	12月18日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎(藤枝吹屋町) ●上河内:岡野谷松兵衛	金2両也、この通り、確かに受取る。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1431 F786	F 1	12月20日 ・卯	覚	○山本屋伊左衛門 ●松兵衛	ちりめん・めりやす等、布物5品目を数量と代値と共に挙げ、その合計16匁7分6厘、この金1分・193文、これ請取済み、としている。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1432 F511	F 1	12月25日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎 ●上様	1、金2朱と232文、左東林印1匁、1、金2朱・184文、左東小印1匁、 2、金1分・420文、これ確かに受取る。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1433 F512	F 1	12月26日 ・卯	覚	○米や半平 ●河内 八百八	1、406文・七八、真岡5尺、1、460文・七四 同(真岡)6尺、1、400文・ 西木野 6尺、2、1貫266文、この金1朱・254文、これを受取る。	(旧目録P147)	原 本	状	1		
1434 F513	F 1	12月27日 ・卯	覚	○和泉屋平八(藤枝本町) ●岡野谷松兵衛	①312文 あげ50枚、②500文切こんぶ 上1玉、計812文、これ受取る。	(旧目録P147)	原 本	状	1		